

沖縄県行政運営プログラム
進捗管理表（案）

令和3年5月

沖縄県行政運営プログラムの体系図

【基本理念】
 県民ニーズに対応し、県民福祉の増進を目指す行政運営の「質」の向上

3つの基本的な考え方

- 最少の経費で最大の効果
(行政資源の最適配分・最大活用)
- 組織及び運営の合理化
(組織・事業・職員の質の向上)
- 法令遵守
(リスクマネジメントの強化)

3つの基本方針

- 【基本方針1: 県民視点】**
 県民への情報提供等の充実、多様な主体との役割分担の推進
- 【基本方針2: 組織運営】**
 能率的で活力に満ちた職員一人ひとりが輝く組織・職場づくりの推進
- 【基本方針3: 財政運営】**
 収支のバランスがとれた持続可能な財政マネジメントの強化

重点実施項目	<ul style="list-style-type: none"> 情報の伝わり方を重視した広報の確立 行政データ活用の促進 県財政情報の公表 公の施設のあり方見直し 市町村への権限移譲の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 組織の見直し及び定員の適正な管理 県立看護大学の効率的な運営 県立芸術大学の効率的な運営 業務プロセスの見直し 働き方改革と職場環境の整備 職員の健康管理の充実・強化 教育委員会における働き方改革と職場環境の整備 人事評価・研修等を活用した人材育成 内部統制機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 県税収入の確保 未収金の解消 観光振興を目的とする新税の導入 県単補助金の見直し 県有財産の総合的な利活用の推進 県立病院の経営安定化
進捗管理項目	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度の運用強化 公社等外郭団体の健全な運営の確保 特別会計事業の適正な運営 契約事務の情報公開の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 職員提案・業務改善運動の実施 総務事務の効率化及び集中化 業務継続計画の策定等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な公債管理の推進 使用料及び手数料の見直し
個別推進項目	<ul style="list-style-type: none"> NPOと行政の協働の推進 事業者等と行政の協働の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 環境マネジメントシステムの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 企業局の健全かつ安定的な事業運営 県立病院等の再編・統合 公共施設等の整備等における民間ノウハウ等の活用

【実施項目】重点実施項目(20項目)及び進捗管理項目(9項目): 29項目、個別推進項目: 6項目
【実施期間】平成30年度(2018年4月)~平成33年度(2022年3月)
【進捗管理】重点実施項目及び進捗管理項目について、成果指標等により評価

【推進体制】

全庁体制での取組

沖縄県行財政改革推進本部
 (本部長: 知事、本部長: 各部長等)

 各部長等の行財政改革推進委員会

県民意見等の反映 ← 沖縄県行財政改革懇話会 (学識経験者等)

重点実施項目及び進捗管理項目一覧

基本方針	実施項目	所管課	推進状況
------	------	-----	------

I 県民視点：県民への情報提供等の充実、多様な主体との役割分担の推進

【重点実施項目】

1	情報の伝わり方を重視した広報の確立	広報課	○ 順調	3ページ
2	行政データ活用の促進	デジタル社会推進課・情報基盤整備課	○ 順調	5ページ
3	県財政情報の公表	財政課	○ 順調	6ページ
4	公の施設のあり方見直し	行政管理課	○ 順調	7ページ
5	市町村への権限移譲の推進	行政管理課・市町村課	○ 順調	10ページ

【進捗管理項目】

6	指定管理者制度の運用強化	行政管理課	○ 順調	12ページ
7	公社等外郭団体の健全な運営の確保	行政管理課	○ 順調	13ページ
8	特別会計事業の適正な運営	行政管理課	○ 順調	14ページ
9	契約事務の情報公開の推進	財政課	○ 順調	15ページ

II 組織運営：能率的で活力に満ちた職員一人ひとりが輝く組織・職場づくりの推進

【重点実施項目】

10	組織の見直し及び定員の適正な管理	行政管理課	○ 順調	16ページ
11	県立看護大学の効率的な運営	保健医療総務課	○ 順調	19ページ
12	県立芸術大学の効率的な運営	文化振興課	○ 順調	20ページ
13	業務プロセスの見直し	行政管理課	○ 順調	21ページ
14	働き方改革と職場環境の整備	人事課・総合情報政策課	△ やや遅れ	23ページ
15	職員の健康管理の充実・強化	職員厚生課	○ 順調	26ページ
16	教育委員会における働き方改革と職場環境の整備	教育庁 総務課・学校人事課	○ 順調	28ページ
17	人事評価・研修等を活用した人材育成	人事課	○ 順調	31ページ
18	内部統制機能の強化	行政管理課	○ 順調	33ページ

【進捗管理項目】

19	職員提案・業務改善運動の実施	行政管理課	○ 順調	35ページ
20	総務事務の効率化及び集中化	人事課	○ 順調	36ページ
21	業務継続計画の策定等の推進	防災危機管理課・感染症対策課	△ やや遅れ	37ページ

III 財政運営：収支のバランスがとれた持続可能な財政マネジメントの強化

【重点実施項目】

22	県税収入の確保	税務課	○ 順調	38ページ
23	未収金の解消	財政課	○ 順調	40ページ
	未収債権ごとの個票(7債権)	各課		
24	観光振興を目的とする新税の導入	観光政策課	△ やや遅れ	50ページ
25	県単補助金の見直し	財政課	○ 順調	51ページ
26	県有財産の総合的な利活用の推進	管財課・財政課	○ 順調	52ページ
27	県立病院の経営安定化	病院事業局 病院事業経営課	○ 順調	54ページ

【進捗管理項目】

28	総合的な公債管理の推進	財政課	○ 順調	56ページ
29	使用料及び手数料の見直し	財政課	○ 順調	57ページ

推進状況別実施項目数

推進状況	項目数	割合
○ 順調：実施計画どおり又は前倒しで推進している(90%以上)	26	89.7%
△ やや遅れ：実施計画と比較して若干の遅れがある(60%～90%)	3	10.3%
× 大幅遅れ：実施計画と比較して大幅に遅れがある(60%未満)	0	0.0%
計	29	100%

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針1 県民視点】

		取組分類	重点実施項目
実施項目名	情報の伝わり方を重視した広報の確立		所管課
		広報課	
取組内容	コンテンツ(発信情報)の充実や情報の得やすさなど、アクセシビリティの高いホームページを整備します。各部署等のソーシャルメディアによる広報を促進するとともに、県政に対する県民等の理解を深めるため「県政出前講座」を充実・推進します。		
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画
1	<p>利用者視点によるホームページの充実</p> <p>【毎年度、アクセス状況等を検証】 1年間のホームページのアクセス状況等を取りまとめ、検証を行う。</p> <p>【検証結果を踏まえ必要に応じたホームページの見直し】 アクセスの多いページ等の情報の充実、わかりやすさの向上等、利用者視点に立った見直しを行う。(10月頃)</p> <p>【各ページのチェック・分析、各課への助言・指導】 四半期ごとに各ページ等の分析結果を庁内へ周知し、随時更新、リンク切れ等のチェック等を行い、必要な助言等を行う。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 県のHPの中に「新型コロナ関係特設サイト」を設け、各部署にまたがる情報をまとめて閲覧できるようにした。今後、当課から各関係課に働きかけ、協力してさらに見やすくわかりやすいHPとする。</p>	<p>【毎年度、アクセス状況等を検証】 年間のホームページのアクセス状況等を取りまとめ、検証を行った。</p> <p>【検証結果を踏まえ必要に応じたホームページの見直し】 令和2年度は年間を通して、新型コロナウイルス関連情報の得やすさを重視し、取り組みを行った。</p> <p>【各ページのチェック・分析、各課への助言・指導】 各課等に対し、情報の更新、リンク切れのチェック等の依頼、各ページ等分析の助言や更新作業への支援等を行った。(1月)</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 新型コロナウイルス関連の各部等にまたがる情報が得られやすいよう「新型コロナ関係特設サイト」に情報を集約した。(4月)併せて関係部局と連携し、当ページの情報の充実・最新情報への更新頻度向上にも努めた。(通年) さらに、拡大防止対策や経済対策等毎にページを設け(4月～)、県HPのトップページを特設サイトに設定するなど(8月)、新型コロナウイルス関連情報へのアクセスしやすさに工夫を行うなど、利用者視点に立った見直しを行った。</p>	<p>【毎年度、アクセス状況等を検証】 1年間のホームページのアクセス状況等を取りまとめ、検証を行う。</p> <p>【検証結果を踏まえ必要に応じたホームページの見直し】 アクセスの多いページ等の情報の充実、わかりやすさの向上等、利用者視点に立った見直しを行う。(10月頃) 今年度はさらに情報の得やすさわかりやすさを重視した、HPの改修に向け調査事業を実施する。(通年)</p> <p>【各ページのチェック・分析、各課への助言・指導】 各課等に対し、情報の更新、リンク切れのチェック等の依頼、各ページ等の分析助言や更新作業への支援等を行う。(1月頃)</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 昨年度同様、関係各部と連携しながら、利用者視点に立った改善に取り組んで行く。(随時)</p>
	活動指標	各ページ等の分析結果等を庁内へ周知(四半期に1回程度) 各課に対して充実・見直し等の助言・指導(年4回程度)	各課等に対し、情報の更新、リンク切れのチェック等の依頼、各ページ等分析の助言や更新作業への支援等を行った。(1月) 新型コロナウイルス関連については、随時。
2	<p>時代に即した広報媒体の充実・強化</p> <p>【多様なICT端末(スマートフォン、タブレット等)及びメディアに対応した発信方法の充実・強化】 多様なICT端末等に対応した情報を、わかりやすく、効果的、適切に発信するため、職員を対象に研修を実施する。(10月頃)</p> <p>【各広報媒体の充実】 県広報誌、テレビ、ラジオ、新聞及びSNS等の広報媒体を活用し、必要な情報を必要な時期に発信する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 HPのみならず、SNSも積極的に活用し、新型コロナ関連の情報発信に取り組んだ。Youtubeで配信する知事の会見等の動画は、手話通訳や字幕を付加して配信した。今後さらに、SNSを活用した新型コロナ関連の情報発信を充実させていく。</p>	<p>【多様なICT端末(スマートフォン、タブレット等)及びメディアに対応した発信方法の充実・強化】 デジタル技術の変化に伴う情報発信の多様化に対応するため、デジタルを活用した効果的な情報発信について、職員を対象に研修を実施した。(リモート方式、3月に1回開催、参加者34名)</p> <p>【各広報媒体の充実】 県広報誌(年12回)、テレビ(年45本)、ラジオ(年240回)、新聞(年12回)及びSNS等(年343本)の広報媒体を活用し、適時適切な情報発信に努めた。さらに、7月からは県公式LINEの運用も開始するなど、SNSを活用した情報発信を強化した。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 県公式YouTubeチャンネルで、知事の会見等の動画は、手話通訳や字幕を付加して配信した。(67本)さらに、県公式TwitterやLINEで、新型コロナに関する支援情報や、感染拡大防止等の情報を積極的に配信した。(53本)</p>	<p>【多様なICT端末(スマートフォン、タブレット等)及びメディアに対応した発信方法の充実・強化】 多様なICT端末等に対応した情報を、わかりやすく、効果的、適切に発信するため、職員を対象に研修を実施する。(10月頃)</p> <p>【各広報媒体の充実】 県広報誌、テレビ、ラジオ、新聞及びSNS等の広報媒体を活用し、必要な情報を必要な時期に発信する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 昨年度同様、県公式YouTubeチャンネルでの知事会見動画配信や、関係部局と連携し、SNSの即時性や拡散性を活かした、新型コロナに関する適時適切な情報発信に努める。</p>
	活動指標	ソーシャルメディア開設数/登録数の増加。 広報課Twitterの投稿数増加、動画(年間50本以上制作・掲載)等。	ソーシャルメディア開設数/登録数の増加。 広報課Twitter(県公式Twitter)、7月から運用を開始した県公式LINE投稿数増加、動画(年間343本制作・掲載)

【前ページのつづき】

取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績			2021(R3)実施計画		
3 おきなわ県政 出前講座の充 実	【講座の追加や利用し易さの観点 から見直し】 県政出前講座終了後に受講者 へのアンケート等を行い、結果を ふまえ必要な見直しを行う。(1月 頃)	【講座の追加や利用し易さの観点 から見直し】 受講者のアンケート結果や講座所 管課の意見等をふまえ、次年度に 向け見直しを行った(1月) (講座内容変更5件、削除5件)			県政出前講座終了後に受講者 へのアンケート等を行い、結果を ふまえ必要な見直しを行う。(1 月頃)		
活動指標	引き続き講座の見直し等を行う (3月頃目処) 広報誌、TV、ラジオ、SNS等 での広報を行う(月1回程度目処)	受講者のアンケート結果や講座所 管課の意見等をふまえ、次年度に 向け見直しを行った(1月) (講座内容変更5件、削除5件) 広報誌(年間12回)、HP等での 広報を行った。			引き続き講座の見直し等を行う (3月頃目処) 広報誌、TV、ラジオ、SNS等 での広報を行う(月1回程度目処)		
取組の効果	アクセス状況の調査・検証などを踏まえ、各課等と連携し、コンテンツ(発信情報)の充実や情報の得やすさなど、アクセシビリティの高いホームページ整備に取り組んだ。また、各部局等のソーシャルメディアによる広報を促進するため、研修等の取り組みを行った。また、県政に対する県民等の理解を深める「県政出前講座」を充実させるため、受講者のアンケート結果や講座所管課の意見等を踏まえ見直しを実施した。						
成果 指標	成果指標名	基準値	2019(R1) 実績値	2020(R2)		2021(R3) 目標値	
				目標値	実績値	目標値からの改善幅	
	ホームページの利用者数 (ユーザー数)	289.0万人 (3年平均値)	396.7万人	333.8万人	845.4万人	511.7万人	350.5万人
	ホームページ要改善指数の低減	54.69 (H29実績)	30.71	45.6	45.6	-	42.92
	ソーシャルメディアの登録件数 (各課報告数の合計)	10,000件 (H29計画)	176,457件	50,000件	303,580件	253,580件	60,000件
おきなわ県政出前講座の受講者の満足度 (「とても良かった」、「良かった」の割合)	84% (H28実績)	90%	90%	87%	▲3%	90%	
評価	推進状況	○ 順調					
	推進状況が「順調」以外の場合はその要因						
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	引き続き、アクセス状況の調査・検証などを踏まえ、各課等と連携し、コンテンツ(発信情報)の充実や情報の得やすさなど、アクセシビリティの高いホームページ整備に取り組む。また、各部局等のソーシャルメディアを活用した広報については、全庁的に促進する取り組みを行なう。また、県政に対する県民等の理解を深める「県政出前講座」についても、受講者のアンケート結果や講座所管課の意見等を踏まえ随時見直しを実施する。					

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針1 県民視点】

実施項目名		行政データ活用の促進	取組分類	重点実施項目			
取組内容		官民データ活用推進基本法に基づく「官民データ活用推進計画」を策定し、行政データの活用を促進するとともに、従来の紙提出による行政手続のオンライン化を推進します。		所管課	デジタル社会推進課 情報基盤整備課		
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績		2021(R3)実施計画			
1 「官民データ活用推進計画」の策定及び行政手続のオンライン化	<p>【行政手続のオンライン化に係る各課ヒアリング】 環境整備が整ったものから、随時オンライン化を進める。</p> <p>【国の基本計画に基づく個別法改正に伴う条例等の改正】 国の動向を注視し、必要に応じて条例改正等を行う。</p> <p>【電子システム等の改修、構築に向けた検討】 利便性向上及び業務の効率化にあたり、必要な改修等について、関係課へのヒアリング及び調整等を行い、課題等を整理する。</p>	<p>【行政手続のオンライン化に係る各課ヒアリング】 新型コロナウイルス感染症に係る各種支援金や給付金の申請手続を中心に、新たに119手続きをオンライン化した。 また、関係課と、所管手続の新規オンライン化に向けた調整を9件行った。</p> <p>【国の基本計画に基づく個別法改正に伴う条例等の改正】 令和2年度においては条例等の改正は行っていない。</p> <p>【電子システム等の改修、構築に向けた検討】 利用者の利便性向上のため、令和3年度に申請画面のデザインの見直しを予定していることから、それに向けて、サービス提供事業者との事前調整を行った。</p>		<p>【行政手続のオンライン化に係る各課ヒアリング】 環境整備が整ったものから、随時オンライン化を進める。 緊急性の高い手続については、所管課との調整を迅速に行い、随時オンライン化する。</p> <p>【電子システム等の改修、構築に向けた検討】 関係課ヒアリング等を行い、利便性向上、業務効率化等に係るシステムの課題等を整理する。 昨年度検討したシステム画面見直しについて、サービス提供事業者と協議のうえ実施する。</p>			
	活動指標	<ul style="list-style-type: none"> オンライン化に向けた各課具体的な調整を行う 必要な改修等について、関係課へのヒアリング・調整を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 新規オンライン化: 119件 関係課との調整: 9件 		<ul style="list-style-type: none"> 更なる手続きのオンライン化に向けて関係課と具体的な調整を行う 		
取組の効果		新型コロナウイルス感染症に係る各種支援金・協力の申請等119件の手続きを新たにオンライン化したことにより、県民の利便性向上に資することができた。					
成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1) 実績値	2020(R2)			2021(R3) 目標値
	電子申請利用件数 (県民等の利用件数)	16,401件 (H28実績)	19,634件	目標値	実績値	目標値からの改善幅	
				17,600件	113,051	92,148	18,000件
評価	推進状況	○ 順調					
	推進状況が「順調」以外の場合はその要因						
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	<ul style="list-style-type: none"> 更なる手続きのオンライン化に向けて、関係課との調整を行う。 事務を処理する職員のスキルアップを図るために操作研修を実施するとともに、必要に応じて担当職員へのサポートを行う。 					

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針1 県民視点】

		取組分類	重点実施項目				
実施項目名	県財政情報の公表		所管課	財政課			
取組内容	統一的な基準による財務書類を作成し、他団体との比較情報を分析・公表することで、県民に分かりやすい財政情報を提供します。						
取組項目	2020(R2)実施計画		2020(R2)実績			2021(R3)実施計画	
1	統一的な基準による財務書類の作成・公表	【財務書類の作成・公表】 財務書類作成に向けた調査や固定資産台帳の更新を行い、3月に財務書類を作成し、公表する。 また、概要版についてもよりわかりやすい資料となるよう内容の充実を図る。	【財務書類の作成・公表】 財務書類作成のための調査や固定資産台帳の更新を行い、令和元年度決算の財務書類を作成、3月に公表した。 また、平成30年度から、県民にわかりやすい財政情報として概要版を作成しているが、今年度は令和元年度の財務書類のポイントを追加し、内容の充実を図った。	【財務書類の作成・公表】 財務書類作成に向けた調査や固定資産台帳の更新を行い、3月に財務書類を作成し、公表する。 概要版についてもよりわかりやすい資料となるよう、引き続き内容の充実を図る。			
	活動指標	財務書類の公表 年1回	財務書類の公表 年1回	財務書類の公表 年1回			
2	財政指標を用いた他団体との比較情報の分析・公表	【比較情報の分析・公表】 他団体の情報収集を行い、3月までに財政指標を用いた比較情報を公表する。	【比較情報の分析・公表】 都道府県の財務情報を収集し、他団体比較を概要版に掲載した。 8つの指標において、他団体との比較を行ったことにより、沖縄県の財政の特徴をわかりやすく伝えることができた。	【比較情報の分析・公表】 他団体の情報収集を行い、3月までに財政指標を用いた比較情報を公表する。			
	活動指標	比較に用いる財政指標の検討 年1回 比較情報の公表 年1回	比較に用いる財政指標の検討 年1回 比較情報の公表 年1回	比較に用いる財政指標の検討 年1回 比較情報の公表 年1回			
取組の効果		統一的な基準に基づく財務書類の作成や他団体との比較など、これまでの取組を継続しつつ、新たに決算のポイントを1枚にまとめた資料を概要版に追加したことにより、県民に対しより分かりやすい情報を提供することができた。					
成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1) 実績値	2020(R2)			2021(R3) 目標値
	「県財政情報の公表」ページのアクセス件数(PV:ページビュー)	3,357件 (H28実績)	4,504件	目標値 5,500件	実績値 5,947件	目標値からの改善幅 447件	6,000件
評価	推進状況	○ 順調					
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	引き続き統一的な基準に基づく財務書類の作成に取り組むとともに、よりわかりやすい情報提供ができるように、概要版の内容充実を図る。					

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針1 県民視点】

		取組分類	重点実施項目
実施項目名	公の施設のあり方見直し	所管課	行政管理課 関係各課
取組内容	公の施設のあり方や管理方法について、民間事業者や市町村との適切な役割分担の観点も踏まえ、検証・見直しを行い、適切な管理を推進します。		
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画
1 自然公園 【自然保護課】	<p>【自然公園施設の移譲に係る市町村説明会の開催】 4月の自然公園所在市町村担当者会議において、自然公園施設の概要および移譲に関する説明を行う。</p> <p>【市町村アンケート調査の実施】 5月頃にアンケート調査を実施する。</p> <p>【移譲を希望する市町村へ順次移譲】 市町村からの要望に応じて、移譲に向けた調整を進める。</p> <p>【課題解決に向けて】 既存施設が古く、施設移譲に市町村が難色を示しているため、改築及び改修の事業化を検討する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 公園施設については、貼紙や看板などによる注意喚起を行うとともに、状況に応じて立入を規制するなどの対応を検討する。</p>	<p>【自然公園施設の移譲に係る市町村説明会の開催】 令和2年4月に新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の発出されたため、市町村説明会の開催を見送ったが、自然公園施設の概要及び移譲に関する資料を送付し、メールや電話での個別対応を実施した。</p> <p>【市町村アンケート調査の実施】 令和2年5月に自然公園施設が所在する13市町村に対し、移譲有無についてのアンケート調査を実施した。</p> <p>【移譲を希望する市町村へ順次移譲】 令和2年度実績なし。</p> <p>【課題解決に向けて】 既存施設が古く、施設移譲に市町村が難色を示しているため、施設改修の事業化に向け長寿化計画を策定。 【策定済み：久米島県立自然公園、伊良部県立自然公園、渡名喜県立自然公園、沖縄海岸国定公園、沖縄戦跡国定公園、やんばる国立公園】</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 ・自然公園施設に注意喚起を促すはり紙や看板を設置 ・市町村職員によるパトロールの実施 ・施設の利用状況に応じて立入規制や使用禁止の措置</p>	<p>【自然公園施設の移譲に係る市町村説明会の開催】 令和3年4月に自然公園所在市町村に向けた担当者会議を開催し、自然公園施設の概要及び移譲に係る説明を行う。</p> <p>【市町村アンケート調査の実施】 令和3年5月に自然公園施設が所在する13市町村に対し、移譲有無についてのアンケート調査を実施する。</p> <p>【移譲を希望する市町村へ順次移譲】 市町村からの要望の他、県から要請を行うなど、移譲に向けた調整を進める。</p> <p>【課題解決に向けて】 既存施設の多くが老朽化し、施設移譲に市町村が難色を示しているため、施設改修の事業化に向け長寿化計画を策定する。 【R3策定予定：西表石垣国立公園】</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 自然公園施設に注意喚起を促すはり紙や看板設置を行うとともに、状況に応じて立入を規制するなどの対応を検討する。</p>
活動指標	説明会 年1回 アンケート調査 年1回	アンケート調査1回	説明会 年1回 アンケート調査 年1回
2 石嶺児童園 【青少年・子ども家庭課】	<p>【施設の小規模化、地域分散化に向けた取組の実施】 沖縄県社会的養育推進計画に基づき、令和3年4月からの地域小規模児童養護施設1箇所の開設に向けて、取り組む。</p> <p>【管理運営のあり方の見直し】 老朽化した管理棟の改築及び体育館について、沖縄県社会的養育推進計画の方向性を踏まえ、本体施設のあり方を検討し、個別具体的な施設整備等の方針を策定する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 共用部分の消毒や、入居者に対し感染予防の注意喚起等の感染予防対策を行う。</p>	<p>【施設の小規模化、地域分散化に向けた取組の実施】 令和2年初旬から、本体施設からの距離や校区を考慮しながら賃貸物件を探し始め、物件を確保し、令和3年5月に賃貸借契約を締結する予定である。併せて、指定管理者において本施設に入所させる児童の検討を行っているところである。 開設については、本体施設と校区が異なり転校を要することになるため、2学期の開始前、令和3年8月頃の見込みとなっている。</p> <p>【管理運営のあり方の見直し】 管理運営のあり方の見直しに向けて、各施設の劣化状況や耐用年数、各施設におけるこれまでの改修等の状況などの整理を踏まえ、中長期的な施設の改修等の目的を把握しながら、施設の小規模化や地域分散化を進める際の管理運営上の課題の整理に着手した。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 補正予算にて予算を確保し、下記の感染症対策に取り組んだ。 ・マスク、空気清浄機等の消耗品、備品の購入 ・感染が疑われる児童を隔離するための個室の設置 ・感染が疑われる児童等のPCR検査の実施 ・遠隔授業に対応した環境整備、モバイル端末の購入 ・施設職員への一時金の支給</p>	<p>【施設の小規模化、地域分散化に向けた取組】 【管理運営のあり方の見直し】 1 石嶺児童園における地域小規模児童養護施設の実施(令和元年度1箇所及び令和3年度1箇所)の取組が、同園の運営や施設のサービスに与える影響を把握するとともに、更なる今後の取組としてどのようなことが考えられるか検討する。 2 1の検討に当たっては、沖縄県社会的養育推進計画(令和2年3月)に基づく考え方(小規模化及び家庭的擁護の推進)を基本とするが、同園の役割が児童養護施設として要保護児童を受け入れ、擁護することにあることから、児童相談所の施設入所措置の実態や実情を踏まえて取り組む必要がある。また、次期指定管理者の管理の在り方との関係も考慮することから、これらについて児童相談所及び指定管理者との協議の場を設け、検討する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 引き続き感染防止策を徹底し、施設内の感染防止に努める。</p>
活動指標	施設整備方針及び管理運営方針の策定		児童相談所、指定管理者との協議の場の設定

【前ページのつづき】

取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画
3 平和祈念資料館及び八重山平和祈念館 【女性力・平和推進課】	【取組終了】 【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」に基づき、感染予防対策に取り組む。	【取組終了】 【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドラインに基づき」次の対策を実施した。 ・職員への手指消毒、マスク着用、検温の徹底。 ・館内の定時消毒の実施。 ・入館者のサーモグラフィーによる検温及び入室制限実施。 ・常設展示室における3密を避けるための入室制限（収容人数の50%以下）及び予約制限の実施。 ・大会議室、ホールの収用人数制限(50%以下)の実施。	【取組終了】 【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」に基づき、感染予防対策に取り組む。
活動指標	—		
4 中央卸売市場 【流通・加工推進課】	【取組終了】 【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 ・場内へのアルコール消毒液・感染予防啓発看板の設置、市場見学の制限、せり時間の短縮など感染予防対策の実施 ・感染拡大防止、業務継続に関する国通知、資金支援メニュー等の事業者への周知	【取組終了】 【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 ・場内へのアルコール消毒液・感染予防啓発看板の設置、市場見学の制限、せり時間の短縮など感染予防対策を実施した。 ・感染拡大防止、業務継続に関する国通知、資金支援メニュー等を事業者へ周知した。 ・市場内事業者に対し、使用料支払猶予制度の案内を行い、延べ8社について猶予を行った。	【取組終了】 新型コロナウイルス感染症対策については継続していく。
活動指標	—		
5 国際物流拠点産業集積地域うるま地区内賃貸工場等 【企業立地推進課】	【取組終了】 【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 共用部分の消毒や、入居企業に対し感染予防の注意喚起等の感染予防対策を行う。	【取組終了】 【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 共用部分の消毒や、入居企業に対し感染予防の注意喚起等の感染予防対策を行った。	【取組終了】 【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 引き続き、共用部分の消毒や、入居企業に対し感染予防の注意喚起等の感染予防対策を行う。
活動指標	—		
6 下地島空港 【空港課】	【空港及び周辺用地の利活用の推進・拡大】 平成30年3月に利活用事業の候補とした第2期事業提案者と引き続き事業実施条件協議を進めるとともに、関係法規制については国・宮古島市等の関係機関と調整する。 利活用候補事業の提案者との条件協議が整い次第、基本合意書を締結する。 【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 県管理空港のうち、新石垣、宮古、下地島、久米島、南北大東、多良間、与那国へサーモグラフィー及び非接触型体温計を設置するとともに、乗客の発熱観察と併せて、感染症拡大防止を目的としたチラシを配布する。 また、基準値を超える発熱者については、連絡先等の提供依頼を行い、協力が得られた方については、関係部局につなぎ健康観察を行う体制をとる。	【空港及び周辺用地の利活用の推進・拡大】 令和2年度は、第2期の利活用候補事業である、PDエアロスペース株式会社が提案する「下地島宇宙港事業」について、事業実施条件協議が整い、必要な事務手続きが完了したことから、令和2年9月10日に、同社と事業実施に向けた基本合意書を締結した。 【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 定期便が就航する県管理空港（新石垣、宮古、久米島、与那国、南大東、北大東、多良間、下地島）においては、サーモグラフィーや非接触型体温計による入域者への検温及び体調不良時の相談窓口を案内するチラシを配布する等の感染症拡大防止対策を講じた。 また、県外直行便が就航する空港（新石垣、宮古、久米島、下地島）では、入域者に基準値以上の発熱が確認された場合は旅行者専用相談センター（TACO）分室に繋ぐなど関係部局と連携し、医療機関の早期受診を促すための取組を実施した。	【空港及び周辺用地の利活用の推進・拡大】 1)「下地島宇宙港事業」の早期展開の支援に取り組む。 2)新型コロナウイルス感染症の収束等、社会経済状況を踏まえ、第3期利活用事業の募集を進め、宮古島市と連携しながら、周辺用地を含めた利活用の促進に取り組む。 【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 令和3年度も県管理空港における検温等を継続するとともに、関係機関と連携して感染症拡大防止対策に取り組む。
活動指標	事業実施条件協議、合意手続	【空港及び周辺用地の利活用の推進・拡大】事業実施条件協議、合意手続 【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 サーモグラフィー設置空港数（8空港）	【空港及び周辺用地の利活用の推進・拡大】告示区域内及び同区域外の2カ所で利活用事業公募を開始 【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】サーモグラフィー設置空港数（8空港）

【前ページのつづき】

取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画			
7 県営住宅 【住宅課】	<p>【取組終了】</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 入居者に対し感染予防の注意喚起(県営住宅だより配布、団地掲示版等)を行うとともに、家賃滞納等に関する専門相談員(社会福祉士等の有資格者)による相談や家賃減免制度を周知する。 また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、解雇等で住宅の退去を余儀なくされた者に対し、県営住宅の一時入居を実施する。</p>	<p>【取組終了】</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 ・入居者に対し感染予防の注意喚起(県営住宅だより4回発行及び団地掲示版等の活用)を行うとともに、家賃滞納等に関する専門相談員(社会福祉士等の有資格者)による相談や必要に応じて家賃減免措置(699件:令和3年1月末時点)を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇等で住宅の退去を余儀なくされた者に対し、県営住宅の一時入居(5件:令和3年1月末時点)を行った。 ・指定管理者における新型コロナウイルス感染症防止対策として、出入り口等における来客用消毒アルコールの設置、相談窓口におけるパーテーションの設置、三密回避やマスク着用の徹底を呼びかけるポスター等の掲示など、県に準じた感染症防止対策をマニュアル化し、継続的な取り組みを行った。</p>	<p>【取組終了】</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 入居者に対し感染予防の注意喚起(県営住宅だより配布、団地掲示版等)を行うとともに、家賃滞納等に関する専門相談員(社会福祉士等の有資格者)による相談や家賃減免制度を周知する。 また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、解雇等で住宅の退去を余儀なくされた者に対し、県営住宅の一時入居を実施する。</p>			
活動指標	—					
取組の効果	<p>1 令和2年度における自然公園施設の移譲実績はないが、過年度に移譲した施設では、地元自治体が主体となった再整備が行われるなど、効果的・効率的な管理により質の高いサービスの提供が図られている。</p> <p>【国頭村】辺戸岬 H30移譲施設:駐車場 ⇒ R1再整備:展望台および駐車場 【恩納村】真栄田岬 H30移譲施設:トイレ ⇒ R1再整備:トイレ</p> <p>2 石嶺児童園において、沖縄県社会的養育推進計画に沿って予定通り令和元年度に引き続き令和3年度中に新たな地域小規模児童養護施設が1箇所追加となり(令和3年5月物件の賃貸契約締結→8月開所見込み。合計2箇所。)、施設の小規模化・地域分散化の取り組みが進んだ。</p> <p>6 第2期の利活用候補事業者との事業実施条件協議等を踏まえ、事業実施に向けた基本合意書を締結し、下地島空港及び周辺用地の利活用推進を図った。</p> <p>6 空港における検温、体調不良時の相談窓口の周知及び旅行者専用相談センター(TACO)分室との連携した取組は、入居者に対する健康管理への意識付け、発症時の重症化や他者への感染防止につながるものと思料する。 また、空港施設における検温は、発熱者の行動自粛を促す効果が期待できる。</p> <p>7 指定管理業務の見直しを反映させた業務仕様書等に基づき指定管理業務が実施されることにより、住民サービスの向上及び適正な管理業務の推進が図られる。また、新型コロナウイルス感染症対策の推進により、住宅困窮者の社会福祉の増進及び安全・安心な居住生活づくりが図られる。</p>					
成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1) 実績値	2020(R2)		2021(R3) 目標値
	公の施設の見直し等達成率 (対象7施設の年度ごとの累計達成数)	—	57.1% (4施設)	目標値 42.9% (3施設)	実績値 57.1% (4施設)	目標値からの改善幅 14.2% (1施設)
推進状況	○ 順調					
推進状況が「順調」以外の場合はその要因						
評価	<p>今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)</p> <p>1 自然公園施設は県内13市町村28箇所100程度の施設があることから、今後も市町村に対する説明会及び移譲にかかるアンケート調査を行い、移譲を希望する市町村に対しては、移譲に向けた調整を進めるとともに、既存施設の多くが老朽化し、施設移譲に市町村が難色を示しているため、施設改修の事業化に向け長寿命化計画を策定する。</p> <p>2 令和2年3月に定められた沖縄県社会的養育推進計画に基づく考え方(小規模化及び家庭的擁護の推進)が基本となるが、施設の整備の在り方と管理運営の在り方は、入所する児童や関係機関にも影響を与えることから、石嶺児童園の小規模化・地域分散化に当たっては、県内において必要とされる社会的養護の受け皿が十分に確保されているかなど、関係機関の意見を聴きながら、慎重に進める必要がある。</p> <p>6 第2期に引き続き、民間事業のニーズ、ノウハウを活用した事業の第3期募集及び選定を進め、下地島空港及び周辺用地の利活用拡大に取り組む。</p> <p>6 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策については、令和3年度も県管理空港における検温等を継続するとともに、関係機関と連携して感染症拡大防止対策に取り組む。</p> <p>7 引き続き、指定管理者制度を導入することで、民間能力の活用により多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、サービスの向上と経費削減を図るとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に取り組むことで、住宅困窮者の社会福祉の増進及び安全・安心な居住生活づくりを推進する。</p>					

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針1 県民視点】

		取組分類	重点実施項目
実施項目名	市町村への権限移譲の推進		所管課 行政管理課・市町村課 関係各課
取組内容	<p>「質」の高い住民サービスの提供を図る観点から市町村への権限移譲を推進し、特に、小規模町村を含む概ね10市町村以上に権限を移譲している水道法、農地法、旅券法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく事務については、積極的に取り組みます。</p> <p>また、適正な事務の執行を図るため、移譲市町村へのアフターフォローを充実させます。</p>		
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画
1	<p>【市町村要望や移譲実績等を踏まえた年次推進計画等の作成】 4月に年次推進計画を策定し、関係部局等に周知する。</p> <p>【市町村説明会・研修会の実施】 5月に市町村に対し、権限移譲の意義、支援内容及び広域連携の促進等に関する説明会を実施する。また、市町村に対し、移譲事務に係る研修会を実施する。</p> <p>【ホームページ等による住民への広報】 権限移譲を受けた市町村の効果的な取組事例をホームページへ掲載し、住民への広報を実施する。</p> <p>【広域連携等の取組による移譲の検討】 広域連携等の取組による移譲の検討を進めるため、市町村、広域市町村圏事務組合等との間で意見交換を実施する。</p> <p>【水道法、農地法、旅券法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく事務について全市町村への移譲を推進】 対象市町村との間で移譲に向けた意見交換を実施する。</p>	<p>【市町村要望や移譲実績等を踏まえた年次推進計画等の作成】 4月に年次推進計画を策定し、関係部局等に周知した。</p> <p>【市町村説明会・研修会の実施】 市町村に対し、権限移譲の意義、支援内容及び広域連携の促進等に係る情報提供(新型コロナウイルス感染症防止対策のため説明会は中止。資料配付を行った。)(6月) 市町村へ移譲希望調査を実施した。(6月～7月) 市町村に対する研修会を開催した(年29回)</p> <p>【ホームページ等による住民への広報】 権限移譲を受けた市町村の効果的な取組事例をホームページへ掲載し、住民への広報を実施した。</p> <p>【広域連携等の取組による移譲の検討】 広域連携等の取組による移譲の検討を進めるため、市町村、広域市町村圏事務組合等との間で意見交換を実施した。</p> <p>【水道法、農地法、旅券法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく事務について全市町村への移譲を推進】 対象市町村との間で移譲に向けた意見交換等を実施し、移譲を希望する市町村と協議を行った。</p>	<p>【市町村要望や移譲実績等を踏まえた年次推進計画等の作成】 4月に年次推進計画を策定し、関係部局等に周知する。</p> <p>【市町村説明会・研修会の実施】 5月に市町村に対し、権限移譲の意義、支援内容及び広域連携の促進等に関する説明会を実施する。また、市町村に対し、移譲事務に係る研修会を実施する。</p> <p>【ホームページ等による住民への広報】 権限移譲を受けた市町村の効果的な取組事例をホームページへ掲載し、住民への広報を実施する。</p> <p>【広域連携等の取組による移譲の検討】 広域連携等の取組による移譲の検討を進めるため、市町村、広域市町村圏事務組合等との間で意見交換を実施する。</p> <p>【水道法、農地法、旅券法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく事務について全市町村への移譲を推進】 対象市町村との間で移譲に向けた意見交換を実施する。</p>
	活動指標	<p>年次推進計画等の作成 年1回 市町村説明会・研修会 年5回 ホームページ等への掲載 年1回 広域連携等の取組に係る意見交換 年10回</p>	<p>年次推進計画等の作成 年1回 市町村説明会・研修会 年29回 ホームページ等への掲載 年1回 広域連携等の取組に係る意見交換 年16回</p>
2	<p>移譲事務に関するアフターフォローの充実</p> <p>【担当者会議の開催、マニュアル等の配付、相談等に対する対応、その他情報提供等】 担当者会議を開催するとともに、必要に応じてマニュアルの改正及び配布を行う。 また、相談等に適宜対応するとともに、随時情報提供等を行う。</p>	<p>【担当者会議の開催、マニュアル等の配付、相談等に対する対応、その他情報提供等】 担当者会議を開催するとともに、マニュアルの改正及び配付を行った。 また、相談等に対応するとともに、情報提供等を行った。</p>	<p>【担当者会議の開催、マニュアル等の配付、相談等に対する対応、その他情報提供等】 担当者会議を開催するとともに、必要に応じてマニュアルの改正及び配布を行う。 また、相談等に適宜対応するとともに、随時情報提供等を行う。</p>
	活動指標	<p>担当者会議の開催 年1回 マニュアル等の配布 随時 相談への対応、情報提供 随時</p>	<p>担当者会議の開催 年29回 マニュアル等の配付 36法令 相談への対応、情報提供 32法令</p>

【前ページのつづき】

取組の効果		<p>権限移譲に向けた各種取組を進め2市1町5村に計122件の事務を移譲したほか、一部の既移譲事務の範囲を拡大し、譲住民サービスの向上と事務の効率化が図られた。</p> <p>○事務の移譲(計122件) 農地法 17事務(北大東村) 土地区画整理法 10事務(読谷村、北谷町、沖縄市) 都市計画法 23事務(浦添市) 沖縄県屋外広告物条例 72事務(南大東村、多良間村、与那国町) ○既移譲事務の範囲拡大(県補助事業を移譲事務に含めた)(増減なし) 土地改良法 550事務(宜野湾市他9市町村)</p>					
成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1) 実績値	2020(R2)		2021(R3) 目標値	
				目標値	実績値		目標値からの改善幅
	水道法、農地法、旅券法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく事務※の移譲割合(移譲市町村数/全市町村数)	54.3% (H29計画)	57.3%	61.0%	59.8%	▲ 1.2	
評価	推進状況	○ 順調					※法律により基礎自治体(市町村)で処理することとなっているものも含む。
	推進状況が「順調」以外の場合はその要因						
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	<p>県と市町村との適切な役割分担のもと、地域に身近な行政は住民に最も近い市町村において担うことを基本とし、年次推進計画に基づき権限移譲に向けた取組を推進する。</p> <p>また、今年度、前向きに検討していることが確認できた市町村に対しては、次年度以降も意見交換等を進め、継続的に取り組むこととする。</p> <p>移譲した事務については、市町村の相談等に対して適切に対応するとともに、必要な助言や情報提供に努める。</p>					

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針1 県民視点】

実施項目名	指定管理者制度の運用強化	取組分類	所管課	進捗管理項目	行政管理課 関係各課
取組内容	指定管理者との連携を強化するとともに、管理運営についての評価のあり方を見直すことにより、サービスの質の向上等を図ります。				

取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画
1 指定管理者制度の適切な運用	<p>モニタリングマニュアルに基づき、引き続きモニタリングを実施する。 (対象50施設)</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 集客施設においては、感染拡大予防ガイドライン等を策定し、感染予防対策を講じる。また、開館状況等の情報を発信する。 入居施設においては、共用部分の消毒や、入居者に対し感染予防の注意喚起等の感染予防対策を行う。</p>	<p>モニタリングマニュアルに基づき、モニタリングを実施した(利用者満足度に係るアンケート等)。 <実施結果> 対象50施設 ・S評価:11施設(22%) ・A評価:26施設(53%) ・B評価:12施設(25%) ・C評価:0施設(0%) ※各課HP掲載中 ※首里城公園は評価無し (対象50施設)</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 集客施設においては、感染拡大予防ガイドライン等を策定し、開館時間の短縮など感染予防対策を講じた。また、開館状況等の情報を発信した。 入居施設においては、共用部分の消毒や、入居者に対し感染予防の注意喚起等の感染予防対策を行った。 令和2年度で整備した各種新型コロナウイルス感染症対策については、施設の一般的な維持管理に組み込んで、今後も必要な対策として実施していく。</p>	<p>モニタリングマニュアルに基づき、引き続きモニタリングを実施する。 (対象50施設)</p>

取組の効果	<p>定量的な目標設定と評価結果を明確にすることで、現状分析と課題を抽出し、接客サービスの向上等、改善へと繋げることができる。 評価結果に基づき、施設所管課として適確な指導・助言が可能となった。 新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、安全な利用環境を整備し、利用者の罹患を防ぐことができた。今後も必要な維持管理として、恒久的に取り組む。</p>
-------	---

成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1)	2020(R2)		2021(R3)
			実績値	実績値	基準値からの改善幅	
	指定管理者制度導入施設における利用者満足度	76% (H28実績)	87%	89%	13%	85%

評価	推進状況	○ 順調
	推進状況が「順調」以外の場合はその要因	
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	モニタリング結果を基に、適確な指導・助言を行い、サービスの向上に繋げていく。

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針1 県民視点】

取組分類		進捗管理項目				
実施項目名	公社等外郭団体の健全な運営の確保	所管課	行政管理課 関係各課			
取組内容	公社等の健全な運営を確保し、果たすべき役割の効率的・効果的な実施を支援するため、公社等の指導監督要領に基づく指導等及び公社等に対する県の支援内容や短中長期計画等を公表します。					
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画			
1 公社等への適切な指導等及び支援内容等の公表	<p>【公社等への適切な指導等及び支援内容等の公表】 公社等の自立性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って公社等の業務が適正かつ効率的に運営されるよう、常に適切な指導等を行う。</p> <p>7月から8月に各部等に対して県の支援内容、県と委託契約した場合の随意契約の状況等の調査を行い、9月に公表を行う。</p>	<p>【公社等への適切な指導等及び支援内容等の公表】 公社等の自立性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って公社等の業務が適正かつ効率的に運営されるよう、職員採用や組織改編等に関して指導等を行った。</p> <p>7月から8月に各部等に対して県の支援内容、県と委託契約した場合の随意契約の状況等の調査を行い、9月に公表を行った。</p>	<p>【公社等への適切な指導等及び支援内容等の公表】 公社等の自立性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って公社等の業務が適正かつ効率的に運営されるよう、常に適切な指導等を行う。</p> <p>7月から8月に各部等に対して県の支援内容、県と委託契約した場合の随意契約の状況等の調査を行い、9月に公表を行う。</p>			
取組の効果	公社等へ適切な指導等を行うとともに、公社等への支援内容等の公表を行うことにより、公社等の健全な運営や行政の公正性及び透明性の確保につながり、県と公社等との適切なパートナーシップが構築され、県の行政施策の円滑な推進が図られた。					
成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1)実績値	2020(R2)		2021(R3)目標値
	「公社等外郭団体の見直し」ページのアクセス件数(PV: ページビュー)	1,418件 (H28実績)	568件	実績値	基準値からの改善幅	
				560件	▲858	1,500件
評価	推進状況	○ 順調				
	推進状況が「順調」以外の場合はその要因					
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	公社等の自立性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って公社等の業務が適正かつ効率的に運営されるよう、引き続き適切な指導等を行う。 また、県の支援内容や短中期計画等について適切な時期に公表し、周知を図っていく。				

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針1 県民視点】

取組分類		進捗管理項目				
実施項目名	特別会計事業の適正な運営	所管課	行政管理課 関係各課			
取組内容	地方財政法に規定する公営企業に位置付けられる特別会計においては、中長期的な基本計画である「経営戦略」を策定・公表し、PDCAサイクルによる定期的な見直しを行うことで、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現します。 また、公営企業に位置付けられていない特別会計についても、財政状況の中期見直しを策定・公表し、運営適正化に向けた取組の方向性を明確にします。					
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画			
1 「経営戦略」の策定及び公表	【令和2年度までに「経営戦略」を策定し、公表】 未策定の4つの特別会計の所管課に対して、「経営戦略」の策定を促す。	【令和2年度までに「経営戦略」を策定し、公表】 「経営戦略」がまだ策定されていない各特別会計事業所管課へ策定状況を確認。未策定の4つの特別会計のうち、3つの特別会計については令和3年3月に策定、4月までに公表した。残り1つの特別会計については、令和3年4月に策定し、公表した。	【令和2年度までに「経営戦略」を策定し、公表】 －取組終了－			
2 「中期見直し」の策定及び公表	【「中期見直し」の公表】 変更点があれば速やかに公表する。	【「中期見直し」の公表】 中期見直し期間が令和3年3月に終了する2つの特別会計が令和3年4月までに公表した。	【「中期見直し」の公表】 令和4年3月に中期見直し期間が終了する特別会計について、次期の「中期見直し」を策定する。			
取組の効果	令和2年度に経営戦略策定予定だった特別会計については、計画どおりに策定、R3年4月に公表した。経営基盤の強化等に向けた経営状況の把握・見える化を進めることができた。					
成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1)実績値	2020(R2)		2021(R3)目標値
	実質収支が黒字の特別会計の比率	100% (H28実績)	100%	実績値	基準値からの改善幅	100%
				100%	0	
評価	推進状況	○ 順調				
	推進状況が「順調」以外の場合はその要因					
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	計画期間が令和3年度までとなっている「中期見直し」について、計画策定に向けて取り組み特別会計事業の運営の適正を図る。				

様式1

プログラム 該当ページ	31	項目番号	9
----------------	----	------	---

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針1 県民視点】

		取組分類	進捗管理項目		
実施項目名	契約事務の情報公開の推進		所管課	財政課	
取組内容	随意契約ガイドラインに基づき、県民に対する一層の説明責任を果たすため、随意契約事務の情報公開を推進します。				
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画		
1 統一的なルールに基づく透明性の確保	<p>【随意契約理由公表】 各四半期毎の随意契約の実績を各翌々月末までに公表するよう各部局に対して依頼し、公表状況を確認する。</p> <p>【透明性確保状況のフォローアップ】 随意契約ガイドラインに関する照会や相談を通じて適切な契約事務の運用を確保する。</p>	<p>【随意契約理由公表】 各部局主管課HPにおいて、四半期毎の随意契約の実績(随意契約とした理由や、随意契約の相手方の選定理由等)を公表した。</p> <p>【透明性確保状況のフォローアップ】 随意契約ガイドラインに関する各部局からの照会や相談に対応し、適切な契約事務の運用を確保した。</p>	<p>【随意契約理由公表】 各四半期毎の随意契約の実績を各翌々月末までに公表するよう各部局に対して依頼し、公表状況を確認する。</p> <p>【透明性確保状況のフォローアップ】 随意契約ガイドラインに関する照会や相談を通じて適切な契約事務の運用を確保する。</p>		
	取組の効果	随意契約ガイドラインに基づく随意契約実績の公表を行うことで、契約事務の透明性が高まり、信頼性の保持につながった。			
成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1)実績値	2020(R2)実績値	2021(R3)目標値
	「随意契約の実績について」ページのアクセス件数(PV: ページビュー)※	20,383件(H28実績)	21,436件	25,161件 基準値からの改善幅	4,778件
評価	推進状況	○ 順調			
	推進状況が「順調」以外の場合はその要因				
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	各部局において、引き続き、随意契約ガイドラインに基づく随意契約実績の公表を行う。総務部における公表状況の確認について、今後は四半期ごとに行うこととし、県民に対する一層の説明責任を果たしていく。			

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針2 組織運営】

実施項目名		取組分類	重点実施項目
組織の見直し及び定員の適正な管理		所管課	行政管理課
<p>取組内容</p> <p>21世紀ビジョン基本計画を効果的に推進する機動的・弾力的な組織編成を行うとともに、県行政の役割や必要性を検証し、組織の再編、廃止、統合、縮小などの見直しを行います。</p> <p>定員については、平成29年度に策定した「沖縄県定員管理基本方針」に則り、スクラップ・アンド・ビルドを原則とし、基準定員4,135人を維持するとともに、全国規模のイベント等の時限的または臨時的に発生する業務については別枠とすることで柔軟に対応します。</p> <p>知事部以外においても、知事部の「沖縄県定員管理基本方針」を参考のうえ、適切な定員管理に努めます。</p>			
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画
1	<p>組織の見直し</p> <p>【各所属ヒアリングによる課題抽出】 【これまでの見直しの検証作業】 【各部等の要望及び意見聴取】 組織に関する調査結果(4月～5月)を踏まえ、本庁及び出先機関を対象とした事務事業ヒアリング(7月～9月)を実施し、各部等の課題の抽出等を行う。</p> <p>【効率的な組織体制整備に向けた見直し作業】 8月に組織編成方針を策定し、組織に関する調査、事務事業ヒアリングの実施結果及び各部等の組織要望に関するヒアリングを踏まえ、現行組織の見直しを行い、年内に組織を決定する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 各部等からの要望を踏まえ、必要な組織体制を整備する(組織の見直し、必要な規則の改正等)。</p>	<p>概ね計画のとおり実施し、現行組織の見直し(課の再編2件、出先機関の廃止1件)を行い、12月末に次年度の組織を決定した。</p> <p>○令和3年度の主な組織編成 ①感染症対策課を設置。(保健医療部) 新型コロナウイルス感染症対策に係る体制強化を図るため、感染症対策課を設置。 ②デジタル社会推進課を設置。(企画部) 本県におけるデジタル化を推進するとともに、国の施策にも即応するため、デジタル社会推進課を設置。 ③県立芸術大学の廃止(文化観光スポーツ部) 地方独立行政法人への移行に伴い県立芸術大学を廃止。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 上記①のほか、宿泊療養施設に配置する看護職の設置など、職の設置に必要な規則の改正を行った。(2件)</p>	<p>【各所属ヒアリングによる課題抽出】 【これまでの見直しの検証作業】 【各部等の要望及び意見聴取】 組織に関する調査結果(4月～5月)を踏まえ、本庁及び出先機関を対象とした事務事業ヒアリング(7月～9月)を実施し、各部等の課題の抽出等を行う。</p> <p>【効率的な組織体制整備に向けた見直し作業】 8月に組織編成方針を策定し、組織に関する調査、事務事業ヒアリングの実施結果及び各部等の組織要望に関するヒアリングを踏まえ、現行組織の見直しを行い、年内に組織を決定する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 各部等からの要望を踏まえ、必要な組織体制を整備する(組織の見直し、必要な規則の改正等)。</p>
	活動指標	各所属ヒアリングによる課題抽出、検証作業、意見聴取、見直し作業 各年1回	5月～12月に各所属ヒアリングによる課題抽出、検証作業、意見聴取、見直し作業を各1回実施。
2	<p>定員の適正管理</p> <p>【基本方針に基づく適切な定員管理】 定数に関する調査(4月～5月)を行い、本庁及び出先機関を対象とした事務事業ヒアリングを実施(7月～9月)し、各部等の課題の抽出を行う。</p> <p>また、8月に組織編成方針を策定し、定数に関する調査、事務事業ヒアリングの実施結果及び各部等の定数要望に関するヒアリングを踏まえ、現行配置定数の見直しを行い、年内に各年度の配置定数を決定する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 各部等からの要望を踏まえ、必要な執行体制を整備する(配置定数の見直し、臨任職員の配置、会計年度任用職員等の配置、必要な規則の改正等)。</p>	<p>概ね計画のとおり実施し、現行配置定数(3,783人)の見直しを行い、12月末に次年度の配置定数(3,813人)を決定した。</p> <p>※増加分(+30人)については、新型コロナウイルス感染症対応、令和4年度に開催予定の「第7回世界のウチナーンチュ大会」、「国民文化祭」などに対応するため時限的に配置が必要な定数が増加したことによるものである。</p> <p>○令和3年度の主な新規定数配置 ① デジタル化の推進[+6] (デジタル社会推進課) ② 平和行政の推進[+2] (女性力・平和推進課) ③ 新型コロナウイルス感染症対策[+37] (感染症対策課)</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 上記③のほか、新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部等へ感染症対策の充実・強化を図るために必要な人員を配置した。(臨時的任用職員62人、会計年度任用職員6人)</p>	<p>【基本方針に基づく適切な定員管理】 定数に関する調査(4月～5月)を行い、本庁及び出先機関を対象とした事務事業ヒアリングを実施(7月～9月)し、各部等の課題の抽出を行う。</p> <p>また、8月に組織編成方針を策定し、定数に関する調査、事務事業ヒアリングの実施結果及び各部等の定数要望に関するヒアリングを踏まえ、現行配置定数の見直しを行い、年内に各年度の配置定数を決定する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 各部等からの要望を踏まえ、必要な執行体制を整備する(配置定数の見直し、臨任職員の配置、会計年度任用職員等の配置、必要な規則の改正等)。</p>
	活動指標	各所属ヒアリングによる課題抽出年1回 定数見直し作業 年1回(対象:全所属) 各部等の要望を踏まえ定数配置年1回	5月から12月に各所属ヒアリングによる課題抽出、定数見直し作業(対象:全所属)、各部等の要望を踏まえた定数配置を各1回実施。

【前ページのつづき】

3	<p>【派遣職員数管理表に基づく適切な派遣職員数管理】 9月から12月にかけて各部等の要望を検討し、原則として、派遣職員数管理表に基づき県職員の派遣及び引き揚げを実施する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 各部等からの要望を踏まえ、必要な職員を派遣するほか、公社等指導監督要領に基づき公社組織の適正な指導に努める(プロパー職員の採用、組織改編等)。</p>	<p>【派遣職員数管理表に基づく適切な派遣職員数管理】 概ね計画のとおり実施し、県職員の派遣及び引き揚げを実施した(1増)。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 プロパー職員の採用協議など際して、協議のあった団体における新型コロナウイルス感染症への対応状況等も確認するなど、適正な指導に努めつつ柔軟に対応した。</p>	<p>【派遣職員数管理表に基づく適切な派遣職員数管理】 9月から12月にかけて各部等の要望を検討し、原則として、派遣職員数管理表に基づき県職員の派遣及び引き揚げを実施する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 各部等からの要望を踏まえ、必要な職員を派遣するほか、公社等指導監督要領に基づき公社組織の適正な指導に努める(プロパー職員の採用、組織改編等)。</p>				
	活動指標	次年度の配置に係る意見聴取 年1回	10月から12月に次年度の配置数に係る意見聴取を1回実施。	次年度の配置に係る意見聴取 年1回			
取組の効果		<p>様々な行政課題に対応するために、課の再編(2課の増、1課の改称)及び必要な分野への定員の配置を行いつつ、出先機関の廃止(1所の減)を行い、基準定員を維持することで、事務及び事業の運営が簡素で効率的なものとなるよう組織が構築され、行政サービスの向上及び諸施策の着実な推進が図られた。</p>					
成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1) 実績値	2020(R2) 目標値 実績値 目標値からの改善幅		2021(R3) 目標値	
	基準定員(4,135人)の維持	4,135人 (基本方針)	4,103人	4,135人 程度	4,111	24	4,135人 程度
	公社等への県派遣職員数	84人 (H29実績)	80人	80人	81人	▲1	74人
評価	推進状況	○ 順調					
	<p>推進状況が「順調」以外の場合はその要因</p> <p>今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)</p>	<p>引き続き、簡素かつ効率的な組織の編成を行うとともに、「沖縄県定員管理基本方針」で定める基準定員4,135人を維持していく。</p>					

公社等外郭団体への派遣職員数管理表(平成30年度～令和3年度)

(単位:人)

No.	団体名	所管課		H30	H31	R2 (H32)	R3 (H33)
				計画	実績	計画	実績
1	那覇空港ビルディング(株)	交通政策課	計画	1	1	1	1
			実績	1	1	1	1
2	(公財)沖縄科学技術振興センター	科学技術振興課	計画	3	3	3	3
			実績	3	3	3	3
3	(公社)沖縄県地域振興協会	地域・離島課	計画	2	2	2	1
			変更				2
4	沖縄県環境整備センター(株)	環境整備課	計画	3	3	2	2
			変更			3	2
5	(公財)おきなわ女性財団	女性力・平和推進課	計画	2	2	2	2
			実績	2	2	2	2
6	(公財)沖縄県保健医療福祉事業団	健康長寿課	計画	1	1	1	1
			実績	1	1	1	1
7	(公財)沖縄県農業振興公社	農政経済課	計画	8	8	8	8
			実績	8	8	8	8
8	(公社)沖縄県糖業振興協会	糖業農産課	計画	2	2	2	2
			実績	2	2	2	2
9	(公財)沖縄県畜産振興公社	畜産課	計画	4	4	4	4
			実績	4	4	4	4
10	沖縄県土地改良事業団体連合会	村づくり計画課	計画	1	1	1	1
			実績	1	1	1	1
11	(公財)沖縄県産業振興公社	産業政策課	計画	7	7	7	6
			実績	7	7	7	7
12	(一財)沖縄ITイノベーション戦略センター	情報産業振興課	計画	4	4	4	3
			変更				4
13	(一財)沖縄観光コンベンションビューロー	観光政策課	計画	6	5	5	4
			変更			3	3
14	(公財)沖縄県文化振興会	文化振興課	計画	4	4	4	4
			実績	4	4	4	4
15	(公財)国立劇場おきなわ運営財団	文化振興課	計画	21	21	21	20
			実績	21	21	21	21
16	(公財)沖縄県建設技術センター	技術・建設業課	計画	9	7	7	6
			実績	9	7	7	7
17	沖縄県土地開発公社	用地課	計画	3	2	2	2
			実績	3	2	2	2
18	(一財)沖縄美ら島財団	都市公園課	計画	2	2	2	2
			変更				1
19	沖縄都市モノレール(株)	都市計画・モノレール課	計画	2	2	1	1
			変更			3	3
20	沖縄県住宅供給公社	住宅課	計画	1	1	1	1
			実績	1	1	1	1
合計			計画	86	82	80	74
			変更			81	76
			実績	85	80	81	0

※R2年度は、R2.4.1現在の人数

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針2 組織運営】

取組分類		重点実施項目					
実施項目名	県立看護大学の効率的な運営	所管課	保健医療総務課				
取組内容	平成29年3月の外部有識者による「沖縄県立看護大学あり方検討委員会」により提言された、県立看護大学の独立行政法人化の是非を検討し、方針を決定します。						
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画				
1 地方独立行政 法人化の是非 の検討	<p>前年度に策定した「公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会条例」及び「公立大学法人沖縄県立看護大学定款」の素案については、関係機関と協議を行い、県議会に提案して議決を得る。</p> <p>また「公立大学法人沖縄県立看護大学中期目標」の素案に基づき、法人の中期計画を策定する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 新型コロナウイルス感染症対応として、臨地自習を補完する看護実習シミュレーションラボの整備や、ICTを活用した遠隔教育等を行うための環境整備を行う。</p>	<p>「公立大学法人沖縄県立看護大学定款」及び沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会を設置するための「沖縄県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例」を県議会に提案し、それぞれ議決又は可決された。</p> <p>また、「公立大学法人沖縄県立看護大学中期目標」について、同計画の策定に向けて関係機関との調整・協議を行った。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 新型コロナウイルス感染症対応として、臨地自習を補完する看護実習シミュレーションラボの整備や、ICTを活用した遠隔教育等を行うための環境整備を行った。</p>	<p>引き続き関係機関と調整・協議を行うとともに、外部有識者からなる沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会を開催し、中期目標案の審議を行うなど、令和4年4月の公立大学法人移行に向けた作業を行う。</p>				
	活動指標						
取組の効果	国や県の関係機関と調整を行うとともに「公立大学法人沖縄県立看護大学定款」及び沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会を設置するための「沖縄県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例」を県議会に提案し、それぞれ議決又は可決され、県立看護大学の公立大学法人化を進めることができた。						
成果 指標	成果指標名	基準値	2019(R1) 実績値	2020(R2)			2021(R3) 目標値
	法人化検討作業の進捗率	0% (H28実績)	50%	目標値	実績値	改善幅	
				75%	75%	0%	100%
評価	推進状況	○ 順調					
	推進状況が「順調」以外の場合はその要因						
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	令和4年4月の公立大学法人への移行に向けて、沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会を計画的に開催し、スケジュールに沿って移行作業を進めていくこととする。					

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針2 組織運営】

		取組分類	重点実施項目			
実施項目名	県立芸術大学の効率的な運営		所管課	文化振興課		
取組内容	自主的・自律的な大学運営体制を構築するとともに、地域社会と県民に貢献する大学を目指すため、県立芸術大学の地方独立行政法人化(公立大学法人への移行)に取り組みます。					
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績		2021(R3)実施計画		
1 公立大学法人への移行に向けた取組推進	<p>【移行に向けた調整・作業】</p> <p>沖縄県立芸術大学法人化推進委員会を引き続き開催するとともに、外部有識者からなる沖縄県公立大学法人評価委員会を設置・開催し、中期目標案の審議を行うなど、2021年(令和3年)4月の公立大学法人移行に向けて作業を進める。</p>	<p>【移行に向けた調整・作業】</p> <p>外部有識者からなる沖縄県公立大学法人評価委員会(附属機関)を設置し、本委員会を3回開催して「公立大学法人沖縄県立芸術大学中期目標案」及び「公立大学法人沖縄県立芸術大学中期計画案」を策定した。</p> <p>また、沖縄県立芸術大学法人化推進委員会を3回開催したほか、各種ワーキンググループ会議を随時開催して、議会議決事項や法人の組織体制、各種規程案の策定などを行った。</p>		公立大学法人へ移行		
活動指標	法人化推進委員会開催 3回 評価委員会開催 3回	法人化推進委員会 3回開催 評価委員会 3回開催		—		
取組の効果	沖縄県立芸術大学法人化推進委員会及び沖縄県公立大学法人評価委員会を開催することにより、外部有識者の意見も伺いながら、「公立大学法人沖縄県立芸術大学中期目標案」及び「公立大学法人沖縄県立芸術大学中期計画案」を策定することができた。					
成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1) 実績値	2020(R2) 目標値 実績値		2021(R3) 目標値
	公立大学法人への移行			2021(R3)に公立大学法人に移行		
評価	推進状況	○ 順調				
	推進状況が「順調」以外の場合はその要因					
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	令和2年12月に公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立認可申請を行い、令和3年3月に総務大臣及び文部科学大臣より公立大学法人設立の認可を受けた。 これにより、令和3年4月から沖縄県立芸術大学は公立大学法人へ移行することとなるが、法人が達成すべき業務運営に関する目標である中期目標に基づいた法人の業務実績について、県の附属機関である沖縄県公立大学法人評価委員会で評価を行うことで、法人が地域社会と県民に貢献する大学を目指していけるよう、県は法人の設立団体として、法人による大学運営に関わっていくこととなる。				

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針2 組織運営】

		取組分類	重点実施項目
実施項目名	業務プロセスの見直し	所管課	行政管理課
取組内容	全庁的に業務プロセスを調査・分析し、事務手続の簡素化やICTの効果的な活用等により、事務処理の改善や効率化を推進します。 各所属単位で「業務見える化シート」を活用し、業務プロセスを見直すとともに、効果的な改善事例等を全庁的な取組として推進します。		
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画
1 業務プロセス見直しの検討・実施	【業務プロセスの見直し検討、実施】 令和元年度に実施した見直し対象業務の調査、改善の方向性等を踏まえ、6月に対象業務を決定、改善策について各担当課と検討を行い、可能なものから適宜改善していく。また、平成30年度、令和元年度の見直し対象業務において、実施できていない業務についても引き続き、実施に向けて関係課と調整していく。 【見直し対象業務の課題の洗い出し、検討】 令和3年度の見直し対象業務の検討、実施に向け、9月頃に各部署等に対し事務手続の簡素化やICTの効果的な活用等が必要な業務を調査し、11月から3月にかけて、見直し対象業務を選定し、関係課と調整しながら改善の方向性を検討する。	【業務プロセスの見直し検討、実施】 令和2年度業務プロセス見直し対象業務8件を行財政改革推進本部で決定。さらに、平成30年度、令和元年度見直し対象業務のうち未達成の業務を加えた19件について、課題解決に向けて各担当課と連携しながら取り組み、文書の收受等、車輛燃料費の契約、会計年度任用職員に係る所得税還付金支払い方法等12件の業務プロセス見直しを行った。 【見直し対象業務の課題の洗い出し、検討】 令和3年度見直し対象業務の選定に向け、9月から各部署等に対し調査、ヒアリングを行い、全庁的な業務のプロセスの見直しに繋がる業務として、押印見直しについてを対象業務として選定した。	【業務プロセスの見直し検討、実施】 押印の見直しについて、第1回行財政改革推進本部で承認を受け、関係課と推進させていく。また、平成30年度～令和2年度の見直し対象業務において、実施できていない7業務についても引き続き、見直しに向けて関係課と調整していく。
	活動指標	調査回数 年1回 検討件数 年10件(新規)	7月に令和2年度対象業務8件を決定 令和3年度対象業務1件を選定
2 業務見える化シートの導入	【業務見える化シートの全庁導入】 4月に本庁各所属及び出先機関に対して、取組の周知を行い、年度末に各所属の改善事例を集約する。 また、下記3の研修に合わせ、業務見える化シートの作成・活用等についての説明を実施、改善事例についても職員への周知を行い、活用を促進する。 更に、見える化シートの簡素化の検討も実施。	【業務見える化シートの全庁導入】 4月に各所属及び出先機関に対して、シートの作成、活用について周知を行い、令和2年度の改善事例について、各所属へ年度末に報告依頼を行った。令和元年度の改善事例については、庁内掲示版にて掲載した。 業務見える化シートの作成手順、活用方法の説明を業務改革・改善の意識付けの研修動画に加え、業務見える化シートの作成、活用の促進に繋がった。	【業務見える化シートの全庁導入】 令和3年度は、これまでの各職員の作成及び改善事例の報告ではなく、部全体で共有すべき事項の見える化を図り、部長や統括監においても進捗管理できるシートの作成を行う。
	活動指標	説明会 1回 実施所属数 153 (本庁86、出先機関67)	研修用動画において説明

【前ページのつづき】

取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績			2021(R3)実施計画		
業務改革・改善の意識づけ(研修の実施) 3	【課長級及び班長級以下の職員研修の実施】 8月～10月に課長級、班長級及び一般職員の階層ごとに、本庁、出先機関(北部、宮古、八重山)で昨年の研修アンケートの結果を踏まえた研修を実施し、職員の業務改革・改善の意識づけを行う。	【課長級及び班長級以下の職員研修の実施】 8月に実施予定していた集合型研修(課長級、班長級、一般職員各階層ごと)を、新型コロナウイルス感染症拡大により、動画による自己学習型研修へ変更し実施した。研修動画については、課長級、班長級、一般職員の各階層ごとに作成、コーラル庁内放送を活用し随時視聴できるようにした。受講者からのアンケート(168件)では、今後の研修方法について約8割が「動画による研修」希望との結果になった。			【課長級及び班長級以下の職員研修の実施】 研修動画視聴後のアンケート結果では、動画による研修実施要望が多かったため、令和3年度も動画による研修を実施。動画内容については、令和2年度研修アンケートより聴覚障害者対応等の改善を検討する。		
活動指標	研修実施 年1回	動画による研修(10月～3月)			動画による研修(7月～)		
取組の効果	業務プロセス見直しの検討・実施により、文書の收受等、通知文の施行等、車輛燃料費の契約、県税領収事務、会計年度任用職員に係る所得税還付金支払い方法について等の計13件の業務プロセスの見直しを行った。 業務改革・改善の意識づけを目的とした研修は、集合型研修から動画による自己学習型研修へ変更を行い、研修動画は全職員がいつでも視聴できるようにしたこと、改革・改善点の見つけ方、課題の把握の手法が多く職員に周知できたかと思われる。また、同動画に業務見える化シートの作成、活用について説明時間をとり、職員に「業務見える化シート」の作成、活用の目的について理解が深まったと思われる。						
成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1) 実績値	2020(R2)		2021(R3) 目標値	
				目標値	実績値	目標値からの改善幅	
	業務プロセスの見直し件数(累計)	-	10件	15件	22件	7件	20件
	業務見える化シートの導入による改善事例(累計)	-	97件	60件	159件	99件	90件
職員の業務改善意識(職員アンケート結果)	68.7% (H29実績)	69.6%	90%	65.6%	▲24.4%	100%	
推進状況	○ 順調						
推進状況が「順調」以外の場合はその要因							
評価	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	業務プロセスの見直しの検討・実施については、まだ達成できていない対象業務の課題整理、見直しに向けた他の改善策の検討等、引き続き関係課と連携し達成に向けて取り組む。 これまでの各職員の作成及び改善事例の報告ではなく、部全体で共有すべき事項の見える化を図り、部長や統括監においても進捗管理できるシートの作成を行う。 業務改革・改善の意識づけの動画研修において、昨年度の研修動画の視聴後のアンケート結果を参考に動画の内容の見直しを行い、職員への業務改革・改善に関する意識づけを図る。					

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針2 組織運営】

		取組分類	重点実施項目
実施項目名	働き方改革と職場環境の整備	所管課	人事課 総合情報政策課
取組内容	職員の仕事と私生活の両立に向けて、在宅型テレワーク等の導入や職員の「働き方宣言書」の実施、男性職員向け育児相談会の開催等を行います。 管理職への女性職員の積極的な登用に向けて、女性職員向けの研修の実施や相談会の開催、多様なポストへの積極的な配置を行います。		
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画
1 在宅型テレワーク等の導入	<p>【ワーキングチーム会議開催】</p> <p>ワーキングチームにおいて会議を開催し、在宅型テレワーク導入に向けた進捗状況の共有や、説明会に向けた調整等を行う。</p> <p>また、試験的な在宅型テレワークの開始後は、利用者からの課題や要望等を把握し、改善を進めていく。</p> <p>【情報収集】</p> <p>引き続きモバイルワークに関する事例や課題を収集するとともに、在宅型テレワークに関する事例や課題の収集を行う。</p> <p>【規程等整備、システム整備】</p> <p>人事課にて試験的な在宅型テレワークの実施に関する関係規程を整備する。</p> <p>総合情報政策課にてテレワークシステムを拡充する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】</p> <p>感染症対策としての在宅勤務を開始し、出勤者の削減等接触機会の低減に取り組む。</p> <p>また、総合情報政策課にて、在宅勤務で利用できるテレワーク用端末を追加調達するとともに、遠隔での会議を可能とするWeb会議システムを導入する。</p>	<p>【ワーキングチーム会議開催】</p> <p>ワーキングチームにおいて会議を開催(3回)し、在宅型テレワークの試行の実施状況やサテライトオフィスの運用方法について整理等を行った。</p> <p>また、利用者からの要望等を反映したシステム拡充を行い、利便性を向上させた。</p> <p>【情報収集】</p> <p>モバイルワークに関する事例や課題を収集し、ワーキングチームでの共有、協議等を行った。また、在宅型テレワーク利用者からの要望等に対応し、庁内システムへのアクセス改善等を行い、利便性を向上させた。</p> <p>【規程等整備、システム整備】</p> <p>令和2年4月より、新型コロナウイルス感染症対策として、特例的に在宅勤務制度を導入し、令和2年5月からは働き方改革の試行として、引き続き実施している。</p> <p>総合情報政策課にて利用者からの意見を反映させたシステム拡充及びテレワーク用端末の追加整備(230台)を行った。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】</p> <p>感染症対策としての在宅勤務を開始し、出勤者の削減等接触機会の低減に取り組んだ。</p> <p>また、総合情報政策課にて、在宅勤務で利用できるテレワーク用端末を追加調達したことに加え、遠隔での会議を可能とするWeb会議システムを導入した。</p>	<p>【ワーキングチーム会議開催】</p> <p>ワーキングチームにおいて会議を開催し、在宅型テレワークの10月からの本格導入に向けた進捗状況の共有や、課題解決に取り組む。</p> <p>また、引き続き、在宅型テレワーク利用者からの課題や要望等を把握し、改善を進めていく。</p> <p>【情報収集】</p> <p>引き続き、国や他県等の事例や課題を収集し、ワーキングチームで共有する。また、職員アンケート等により、令和2年度の実施状況について要望、課題の情報収集を行う。</p> <p>【規程等整備、システム整備】</p> <p>人事課においては、国や他県の状況も踏まえながら、在宅勤務制度のあり方を検討するとともに、課題を整理し、本格施行に向け関係規程等の整備を行う。</p> <p>総合情報政策課にてテレワークシステムの運用改善等を行う。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】</p> <p>感染症対策としての在宅勤務を引き続き実施し、出勤者の削減等接触機会の低減に取り組む。</p> <p>また、総合情報政策課にて、テレワークシステムの運用改善等を行う。</p>
	活動指標	ワーキングチーム開催 6回	ワーキングチーム開催 3回
2 時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進	<p>【時間外勤務の縮減】</p> <p>・毎週水曜日に定時退庁を促す記事を県庁内ネットワーク掲示板に掲載する。</p> <p>・7月～9月末までの間、「県庁ライトダウン」を実施し、定期的に職場巡回を実施し、定時退庁を呼びかける。</p> <p>・毎日、時差通勤の終業時刻に合わせた退庁チャイムを鳴動する。</p> <p>・四半期毎に、「勤務時間、休日及び休暇等に関する規則」に定める一月当たり時間外勤務時間等の上限時間を超えた職員がいる所属長は、その原因分析、改善方法等を検証させる。</p> <p>【「働き方宣言書」の実施】</p> <p>年度初めに実施通知を行い、年2回(10月、2月)、達成状況の確認を行う。</p> <p>年度末に、上記達成状況や実績から優れた取組と認められる所属長を「イケてるボス」の実践者として認定する。</p>	<p>【時間外勤務の縮減】</p> <p>・毎週水曜日に定時退庁を促す記事を県庁内ネットワーク掲示板に掲載した。</p> <p>・8月～9月末までの間、「県庁ライトダウン」を実施し、定期的に職場巡回を実施し、定時退庁を呼びかけた。</p> <p>・毎日、時差通勤の終業時刻に合わせた退庁チャイムを鳴動した。</p> <p>・11月、3月(依頼中)の2回、「勤務時間、休日及び休暇等に関する規則」に定める一月当たり時間外勤務時間等の上限時間を超えた職員がいる所属長は、その原因分析、改善方法等を検証させた。</p> <p>【「働き方宣言書」の実施】</p> <p>年度初めに実施通知を行い、「働き方宣言書」の達成状況報告(年2回:10月と2月)を確認した。</p> <p>年度末に所属長8名を「イケてるボス」の実践者として認定、表彰した。</p>	<p>【時間外勤務の縮減】</p> <p>・毎週水曜日に定時退庁を促す記事を県庁内ネットワーク掲示板に掲載する。</p> <p>・7月～9月末までの間、「県庁ライトダウン」を実施し、定期的に職場巡回を実施し、定時退庁を呼びかける。</p> <p>・毎日、時差通勤の終業時刻に合わせた退庁チャイムを鳴動する。</p> <p>・四半期毎に「勤務時間、休日及び休暇等に関する規則」に定める一月当たり時間外勤務時間等の上限時間を超えた職員がいる所属長は、その原因分析、改善方法等を検証させる。</p> <p>【「働き方宣言書」の実施】</p> <p>年度初めに実施通知を行い、年2回(10月、2月)、達成状況の確認を行う。</p> <p>年度末に、上記達成状況や実績から優れた取組と認められる所属長を「イケてるボス」の実践者として認定する。</p>
	活動指標	<p>・毎週水曜日の県庁内ネットワーク掲示板掲載</p> <p>・職場巡回実施 年7回</p> <p>・毎日、時差通勤の終業時刻に合わせた退庁チャイムの鳴動</p> <p>・四半期毎時間外勤務時間の把握</p>	<p>・毎週水曜日の県庁内ネットワーク掲示板掲載</p> <p>・職場巡回実施 年3回(ライトダウン期間の短縮の影響による減。)</p> <p>・毎日、時差通勤の終業時刻に合わせた退庁チャイムの鳴動</p> <p>・四半期毎の時間外勤務時間数を把握し、業務量の多い所属については、兼務職員や動員、臨時的任用職員の採用などを行い、時間外勤務時間の縮減に努めた。</p>

【前ページのつづき】

取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画
3 男性職員の育児のための休暇や育児休業の取得促進	<p>【育児関係制度の周知や育児体験談の紹介】 人事課ポータルサイトやコーラルニュースを活用し、制度周知及び体験談紹介を行う。 ・育児関係制度 制度改正があった場合、「両立支援ハンドブック」を改訂する。 ・育児体験談 10人程度の体験談を新たに追加</p> <p>【「あなただけの育児のための権利証」の実施】 年度初めに実施通知を行い、「働き方宣言書」の達成状況報告(年2回:10月と2月)のなかで発行状況を確認する。</p> <p>【男性職員向け育児相談会の開催】 年に1回、「育児休業中職員等のための相談会」を実施する。 対象職員…現に育児休業取得中の職員等、子育てを行う男性職員 内容…休暇制度の説明、先輩職員への相談、人事異動に関する相談</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 「三つの密」の回避や、感染拡大を予防する「新しい生活様式」等に沿った相談会のあり方を検討し、実施する。</p>	<p>【育児関係制度の周知や育児体験談の紹介】 人事課ポータルサイトやコーラルニュースを活用し、制度周知及び体験談紹介を行った。 ・育児体験談 13人の体験談を新たに追加した。</p> <p>【「あなただけの育児のための権利証」の実施】 年度初めに実施通知を行い、「働き方宣言書」の達成状況報告(年2回:10月と2月)のなかで42所属の発行状況を確認した。</p> <p>【男性職員向け育児相談会の開催】 新型コロナウイルス感染症の影響により相談会の開催は見送った。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 感染症対策を施した安全で効果的な研修、相談会開催の目処が立たなかったため、実施を見送った。</p>	<p>【育児関係制度の周知や育児体験談の紹介】 人事課ポータルサイトやコーラルニュースを活用し、制度周知及び体験談紹介を行う。 ・育児関係制度 制度改正があった場合、「両立支援ハンドブック」を改訂する。 ・育児体験談 10人程度の体験談を新たに追加</p> <p>【「あなただけの育児のための権利証」の実施】 年度初めに実施通知を行い、「働き方宣言書」の達成状況報告(年2回:10月と2月)のなかで発行状況を確認する。</p> <p>【男性職員向け育児相談会の開催】 年に1回、「育児休業中職員等のための相談会」を実施する。 対象職員…現に育児休業取得中の職員等、子育てを行う男性職員 内容…休暇制度の説明、先輩職員への相談、人事異動に関する相談</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 三密回避による感染防止対策を徹底した上での研修、相談会の実施もしくは、オンラインによる研修、相談会の実施を検討する。</p>
	活動指標	制度、体験談等の周知 年2回以上 懇談会開催 年1回	制度、体験談等の周知 年2回 懇談会開催 年1回は未開催
4 女性管理職の登用拡大	<p>【女性職員を対象とした研修の実施】 女性職員のキャリアイメージの形成を図り、仕事と私生活の両立に関する不安・悩み等を軽減することを目的に研修会及び意見交換会を年に1回開催する。</p> <p>【女性職員向け相談会の開催】 育児休業中の職員等を対象に、育児休業経験者との懇談や復職に向けた休暇制度等を説明する相談会を年に2回開催する。</p> <p>【女性職員の多様なポストへの積極的な配置】 女性職員の職域拡大を図り、能力の発揮できる職への配置を行う。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 「三つの密」の回避や、感染拡大を予防する「新しい生活様式」等に沿った相談会のあり方を検討し、実施する。</p>	<p>【女性職員を対象とした研修の実施】 新型コロナウイルス感染症の影響により研修の実施を見送った。</p> <p>【女性職員向け相談会の開催】 新型コロナウイルス感染症の影響により相談会の実施を見送った。</p> <p>【女性職員の多様なポストへの積極的な配置】 これまで女性職員の配置が少なかった分野や業務にも女性職員を配置するなど職域拡大を図り、能力の発揮できる職への配置を行った。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 感染症対策を施した安全で効果的な研修、相談会開催の目処が立たなかったため、実施を見送った。</p>	<p>【女性職員を対象とした研修の実施】 女性職員のキャリアイメージの形成を図り、仕事と私生活の両立に関する不安・悩み等を軽減することを目的に研修会及び意見交換会を年に1回開催する。</p> <p>【女性職員向け相談会の開催】 育児休業中の職員等を対象に、育児休業経験者との懇談や復職に向けた休暇制度等を説明する相談会を年に2回開催する。</p> <p>【女性職員の多様なポストへの積極的な配置】 女性職員の職域拡大を図り、能力の発揮できる職への配置を行う。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 三密回避による感染防止対策を徹底した上での研修、相談会の実施もしくは、オンラインによる研修、相談会の実施を検討する。</p>
	活動指標	女性職員向けの研修及び相談会開催 年3回	女性職員向けの研修及び相談会は未開催
取組の効果	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のための特例的な在宅勤務制度の導入により、職員の約7割が在宅勤務を実施するなど当初の計画値を大幅に上回る実施者数となり、在宅勤務制度が浸透した。 また、「働き方宣言書」の実施に係る取組等により、昨年度と同水準の休暇等の取得促進が図られた。 女性管理職の登用率は継続的に上昇しており、多様な部局において女性管理職の存在が浸透してきている。</p>		

【前ページのつづき】

成果指標名	基準値	2019(R1) 実績値	2020(R2)			2021(R3) 目標値
			目標値	実績値	目標値からの改善幅	
在宅型テレワーク等実施者数	-	-	40人	2,868人 (暫定値)	2828人	400人
月60時間を超える時間外勤務を行う職員数(年間延べ人数)	685人 (H28実績)	983人	580人以下	1,437人 (R3.3.31速報値)	▲857人	549人以下
年次有給休暇取得日数(年平均)	13.3日 (H28実績)	13.9日	14.0日以上	13.9日 (R3.3.31速報値)	▲0.1日	14.0日以上
男性職員の育児参加休暇取得率	39.8% (H28実績)	51.9%	100%	6月確定		100%
女性職員の管理職への登用率	8.9% (H28実績)	13.5%	15%以上	14.7%	▲0.3%	15%以上
推進状況	△ やや遅れ					
推進状況が「順調」以外の場合はその要因	時間外勤務の縮減において、新型コロナウイルス感染症に起因した緊急に対応を要する業務の発生により、予見できない業務増となったため。					
今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	職員の仕事と私生活の両立に向けて、引き続き在宅型テレワーク等の導入や休暇等の取得促進等を進め、働き方改革に取り組む。 また、女性が活躍できる職場環境づくりを行うとともに、性別に関わらず多様な職種・分野において職務経験を積んでいき、将来管理職としてふさわしい能力が身につけられるような人事配置に努めていく。					

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針2 組織運営】

		取組分類	重点実施項目
実施項目名	職員の健康管理の充実・強化		職員厚生課 管財課
取組内容	療養支援等によるメンタルヘルス対策、職員健康診断の実施と適切な事後措置の実施及び過重労働対策を効率的に推進するシステムを構築することにより、職員の健康管理を充実・強化します。		
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画
1	<p>メンタルヘルス対策</p> <p>【ライン及びセルフケアの向上のための研修会の実施及び療養者支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治研修所における階級別研修への講師派遣(課長級、班長級、主査級、主任級、初任者)5回 ・セルフケア研修2回 ・メンタルヘルスマネジメント実践研修(職場環境改善関係) ・療養者情報交換会 	<p>【ライン及びセルフケアの向上のための研修会の実施及び療養者支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治研修所における階級別研修へのリモート講師及び講師派遣(課長級、班長級、主査級、主任級、初任者)5回 ・メンタルヘルスマネジメント実践研修(職場環境改善関係)(7月14日 60名) ・セルフケア研修 本庁で 3回(10名)、出先機関へDVD貸し出し 16箇所(74名) 	<p>【ライン及びセルフケアの向上のための研修会の実施及び療養者支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治研修所における階級別研修への講師派遣(課長級、班長級、主査級、主任級、初任者)5回 ・メンタルヘルスマネジメント実践研修2回 ・メンタルヘルスマネジメント実践研修 ・療養者情報交換会(新型コロナウイルス感染症の状況次第で、集合研修かオンライン研修、またはDVDによる研修などを考慮する)
活動指標	研修会 年9回	研修会 6回、小規模研修19回	研修会 9回
2	<p>健診・健康管理と事後措置</p> <p>【新健康管理システムの本格稼働による健診事業管理】</p> <p>4月 新システム稼働開始</p> <p>6月～健診実施</p> <p>7月～健診結果のシステムへの取り込み、事後措置の実施、未受診者への受診勧奨・確認、「要医療」者への受診勧奨・確認</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】(職員厚生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月～職員の検温、健康観察の実施 <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】(管財課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎での「新しい生活様式」を踏まえた感染症対策の実施(5月～) ①エレベーターやトイレ、階段手すり等の2時間毎の消毒 ②空調機稼働時の換気対策など ・緊急事態宣言の動向を踏まえ、上記①②に加え ③県庁舎の利用制限やサーモグラフィによる体温測定等の実施 	<p>【新健康管理システムの本格稼働による健診事業管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムによる健診業務の進捗管理実施 <p>6月～健診実施</p> <p>7月～健診結果のシステムへの取り込み、事後措置の実施、未受診者への受診勧奨・確認、「要医療」者への受診勧奨・確認</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】(職員厚生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月～職員の毎日の検温推奨、非接触型体温計を各職場へ配布 ・感染対策について庁内放送等による注意喚起、執務室対策の情報提供 ・健康観察の実施 <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】(管財課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎での「新しい生活様式」を踏まえた感染症対策の実施(5月～) ①エレベーターやトイレ、階段手すり等の2時間毎の消毒 ②空調機稼働時の換気対策 ③本庁舎出入口やエレベーター内に注意喚起ポスターの貼付 ④手指消毒液設置場所を増設 など ・県の警戒レベルが第3段階以上の場合、上記に加え ⑤県庁舎の出入口を2箇所制限し、サーモグラフィによる体温測定等の実施 ⑥1階県民ホールでの啓発行事および14階展望室の使用禁止 	<p>【健康管理システムによる健診事業管理】</p> <p>4月 職員情報、健診情報、電子問診入力の確認</p> <p>6月～健診実施</p> <p>7月～健診結果のシステムへの取り込み、事後措置の実施、未受診者への受診勧奨・確認、「要医療」者への受診勧奨・確認</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】(職員厚生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の毎日の検温推奨 ・感染対策についての注意喚起 ・健康観察の実施 <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】(管財課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎での「新しい生活様式」を踏まえた感染症対策の実施 ①エレベーターやトイレ、階段手すり等の2時間毎の消毒 ②空調機稼働時の換気対策 ③本庁舎出入口やエレベーター内に注意喚起ポスターの貼付 ④手指消毒液設置場所を増設 など ・県の警戒レベルが第3段階以上の場合、上記に加え ⑤県庁舎の出入口を2箇所制限し、サーモグラフィによる体温測定等の実施 ⑥1階県民ホールでの啓発行事および14階展望室の使用禁止
活動指標	所属長による進捗確認割合 90%	83.2%	90%
3	<p>過重労働対策</p> <p>健康管理システムによる過重労働状況の把握及び健康状態の確認を実施。</p>	<p>2020年度4月からシステム活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムによる過重労働状況の把握及び健康状態の確認を実施。 	<p>健康管理システムによる過重労働状況の把握及び健康状態の確認を実施。</p>
活動指標	面接対象者の健康状態確認 80%	面接対象者の健康状態確認 68.2%	面接対象者の健康状態確認 75%

【前ページのつづき】

取組の効果		<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスのため、予定通りの集合研修が出来なかったが、小規模開催やビデオ視聴など研修手法を工夫して実施し、職員の意識啓発を図ることができた。 ・健康管理システム本格稼働により、各職場の健診等担当者の業務軽減が図られたとともに、健康診断の進捗確認や過重労働面接対象者、面接者等を所属長が迅速に確認ができる体制が整備できた。 					
成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1) 実績値	2020(R2)			2021(R3) 目標値
				目標値	実績値	改善幅	
	メンタルヘルス・職場環境改善等に関する研修を受講した所属長の割合	47% (H28実績)	76%	65%	67.8%	2.8%	70%
	健診結果における「要医療」判定者の病院受診割合	40% (H28実績)	34.7%	55%	38.6%	▲ 16.4%	60%
評価	推進状況	○ 順調					
	推進状況が「順調」以外の場合はその要因	要医療者(2,318名)のうち、受診が確認できた人(869名)の割合は、受診・未受診の報告をしていない人(要医療者のうち、901名、38.9%)を除いて計算すると61.3%となる。					
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・要医療者の受診についても、健康管理システムを活用し、所属長との情報共有を行うことで、さらに受診勧奨に努める。 ・感染対策を講じた上での集合研修の実施、または、オンライン研修、DVDの貸し出し等による研修の多様化を図る。 ・過重対策や要医療者の受診確認などについては、健康管理システムの活用の促進・定着を図る。 					

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針2 組織運営】

		取組分類	重点実施項目
実施項目名	教育委員会における働き方改革と職場環境の整備		所管課 教育庁総務課 教育庁学校人事課
取組内容	<p>特定事業主行動計画に掲げる時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進等に取り組むとともに、県立学校における学校課題に応じた適正な人事配置等を行います。</p> <p>また、心身ともに健康で働きやすい職場環境を整備するため、職員と管理監督者がメンタルヘルスの知識を習得できる取組を行います。</p>		
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画
1 時間外勤務の縮減	<p>【業務内容の改善及び効率化等による時間外勤務の縮減】 教育庁では、通知等を通じて各所属における管理者による労務管理の徹底等及び時間外勤務の縮減を促進するとともに、県庁ライトダウン期間に職場巡回を行う。</p> <p>県立学校については、「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の取組について、年2回(5月、12月頃)実施する沖縄県教職員業務改善推進委員会で取組状況を把握し、実効性のある取組を推進する。</p> <p>「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に基づき、更なる取組の推進を図る。</p> <p>【県立学校における時間外勤務縮減テーマ(ノー残業デー、ノー部活デー、ノー会議デー等)の実施】 「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の取組を推進し、定時退勤日や部活動の休養日等の実施について、取組状況を把握し、実効性のある取組を推進する。</p> <p>【タイムカード等導入による適正な勤務管理の実施】 勤務管理システムを活用し、各県立学校における適正な勤務管理を実施するため、システムの整備および運用方法の改善に努める。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 教育庁では、会議や研修の延期中止、出席者の精選など業務の見直しに努める。また業務が過重となる場合には、組織横断的な業務の分担を検討する。</p> <p>県立学校では、臨時休業及び学校再開後の県立学校職員の勤務管理について、長時間勤務とならないよう、当初予定されていた県立学校職員対象の研修会及び県立学校関連事業等の延期・中止や参加者の精選等の見直しを行い、県立学校の負担軽減を図る。</p>	<p>【業務内容の改善及び効率化等による時間外勤務の縮減】 教育庁では、各所属への通知とともに、時間外縮減キャンペーンとして、知事部局と連動して8月から9月の期間県庁ライトダウンを実施し、職場巡回を2回行うなど、時間外勤務の縮減に取り組んだ。</p> <p>学校については、沖縄県教職員業務改善推進委員会を2回、作業部会を4回開催し、「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の取組について、県立学校及び市町村教育委員会に対しフォローアップを実施し、学校における働き方改革の包括的な取組を推進した。</p> <p>また、教育職員の勤務時間の上限が定められたことを踏まえ、「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」を改定し、令和5年度までに月80時間を超える時間外勤務を行う教職員がゼロとなるよう取り組む等の新たな目標を設定した。</p> <p>【県立学校における時間外勤務縮減テーマ(ノー残業デー、ノー部活デー、ノー会議デー等)の実施】 校長研修会(2回)や教頭研修会(1回)、通知文等を通して、各県立学校におけるノー残業デーやノー部活動デーの取組について周知し、取組の推進を図った。</p> <p>【タイムカード等導入による適正な勤務管理の実施】 勤務管理システムを活用し、各県立学校における適正な勤務管理を実施するため、システムの整備および運用方法の改善を図った。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 教育庁では、会議や研修の延期中止、出席者の精選や、在宅勤務及び時差通勤の活用、促進など業務の見直し等、対策に取り組んだ。</p> <p>県立学校では、当初予定されていた県立学校職員対象の研修会及び県立学校関連事業等の延期・中止や参加者の精選等の見直しを行い、学校の負担軽減を行った。</p>	<p>【業務内容の改善及び効率化等による時間外勤務の縮減】 教育庁では、通知等を通じて各所属における管理者による労務管理の徹底等及び時間外勤務の縮減を促進するとともに、県庁ライトダウン期間に職場巡回を行う。</p> <p>県立学校については、「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の取組について、年2回(5月、12月頃)実施する沖縄県教職員業務改善推進委員会で取組状況を把握し、実効性のある取組を推進する。</p> <p>「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に基づき、更なる取組の推進を図る。</p> <p>【県立学校における時間外勤務縮減テーマ(ノー残業デー、ノー部活デー、ノー会議デー等)の実施】 「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の取組を推進し、定時退勤日や部活動の休養日等の実施について、取組状況を把握し、実効性のある取組を推進する。</p> <p>【タイムカード等導入による適正な勤務管理の実施】 勤務管理システムを活用し、職員一人一人の勤務実態を適正に把握し、業務の改善や勤務環境の整備に努める。</p>
活動指標	県庁ライトダウン、職場巡回の実施 年6回 時間外勤務縮減テーマの設定・実施 年5回	県庁ライトダウン、職場巡回の実施 年2回 時間外勤務縮減テーマの設定・実施 年5回 県立学校における時間外勤務縮減テーマの実施率 93.3 %	県庁ライトダウン、職場巡回の実施 年5回 時間外勤務縮減テーマの設定・実施 年5回

【前ページのつづき】

取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画
2 年次有給休暇の取得促進	【計画的な年次有給休暇の取得促進】 教育庁では、各所属に対して随時(年2・3回程度)休暇の計画的な取得について通知する。 計画的な年次有給休暇の取得促進に向け、学校閉庁日やリフレッシュウィーク設定の取組について、校長研修会等を通し周知するとともに通知を发出(7月頃)し、取得促進に努める。	【計画的な年次有給休暇の取得促進】 教育庁では、5月に夏期休暇の計画的な取得促進等について、11月に職員の年末年始の休暇の促進について、同11月に夏季休暇の特例について通知し、年次休暇等の取得の促進を図った。 県立学校については、計画的な年次休暇の取得促進について、校長研修会(2回)や通知(7月)等で周知を行うとともに、各学校において学校閉庁日及びリフレッシュウィークを計画的に位置づけ、取得促進を図った。	【計画的な年次有給休暇の取得促進】 教育庁では、各所属に対して随時(年2・3回程度)休暇の計画的な取得について通知する。 計画的な年次有給休暇の取得促進に向け、学校閉庁日やリフレッシュウィーク設定の取組について、校長研修会等を通し周知するとともに通知を发出(7月頃)し、取得促進に努める。
	活動指標	両立支援ハンドブック等による周知 年2回	両立支援ハンドブック等による周知 年2回
3 職員の適正配置	【県立学校職員及び市町村立小・中学校職員の計画的な採用、適正配置】 採用計画に基づいて、年次計画的に採用していく。	【県立学校職員及び市町村立小・中学校職員の計画的な採用、適正配置】 採用計画に基づいて、年次計画的に採用している。	【県立学校職員及び市町村立小・中学校職員の計画的な採用、適正配置】 採用計画に基づいて、年次計画的に採用していく。
	活動指標	採用定数措置、退職者数、再任用者数等の見込みに基づく正規職員の採用	採用定数措置、退職者数、再任用者数等の見込みに基づく正規職員の採用428人を採用した。
4 メンタルヘルス対策研修会の実施	【メンタルヘルス対策(ラインケア・セルフケアの向上)研修会実施】 教育庁本庁職員を対象としたセルフケア研修会、教育庁本庁管理職を対象としたラインケア研修会を各2回(8/5、8/19)に実施予定 県立学校管理職を対象としたラインケア研修会を4回、県立学校職員を対象とした研修会を29回実施予定 【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 メンタルヘルス対策に係る配信動画の視聴及び評価シートの提出等による研修の実施を予定。 また、新型コロナウイルス感染症による環境変化に対する教職員のストレス等に対応するため、メンタルヘルス対策を強化(新採用教職員面談、学校訪問相談等)	【メンタルヘルス対策(ラインケア・セルフケアの向上)研修会実施】 例年実施している研修会は感染拡大防止のため中止。 教育庁では、ラインケアとして必要な療養支援関連の資料を作成し、各所属長へ送付。 県立学校は、7～10月に各職員のパソコンから視聴できるようビデオコンテンツ配信を行った。 【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 県立学校教職員を対象にビデオコンテンツ配信による研修を実施。 新型コロナウイルス感染症による環境変化に対するストレス等に対応するため、県立学校の新採用職員に対して、臨床心理士によるカウンセリングを実施し、あわせてコミュニケーションの重要性を啓発した。(41校、108人)	【メンタルヘルス対策(ラインケア・セルフケアの向上)研修会実施】 7月に教育庁及び県立学校の管理職を対象としたラインケア研修会、また、全職員を対象としたビデオコンテンツ配信による研修を予定。 環境の変化が大きい職員(新採用職員、遠隔地に異動した教職員)を対象に臨床心理士等による面談を実施し、カウンセリングとともにコミュニケーションの重要性を啓発する。
	活動指標	ラインケア研修会の実施 年6回以上	研修会の実施 年6回以上 集合研修に代えて所属長へ資料送付、ビデオコンテンツ研修7～10月実施
取組の効果	令和2年度は、3度の県緊急事態宣言を受け、会議や研修の参加者の精選等の見直し、在宅勤務及び時差通勤の活用、促進を図った。これに併せ、時間外勤務縮減キャンペーンの推進、採用計画に基づく教職員の採用などを計画通り実施したことにより、時間外勤務の削減に繋がり、教育委員会で働く職員が心身ともに健康で仕事と生活の調和がとれる職場環境の整備が進んでいる。		

成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1) 実績値	2020(R2)			2021(R3) 目標値
				目標値	実績値	目標値からの改善幅	
成果指標	教育庁における月60時間を超える時間外勤務を行う職員数(年間延べ人数)	154人 (H28実績)	151人	133人以下	99人	34人	127人以下
	県立学校における時間外勤務縮減テーマの実施率※	80.3% (H28実績)	93.2%	90%以上	93.3%	3.3%	90%以上
	年次有給休暇取得日数	13.1日 (H28実績)	14.5日 14.6日	15日以上	14.2日 14.8日	▲0.8日 ▲0.2日	15日以上
	メンタルヘルス・安全衛生管理等に関する研修を受講した管理者の割合	53.2% (H28実績)	83%	60%	-	-	65%

【前ページのつづき】

	推進状況	○ 順調	
評価	推進状況が「順調」以外の場合はその要因		
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」をもとに、各学校における定時退勤日や部活動の適切な活動時間等の業務改善の取組を更に推し進め、時間外勤務の縮減を図る。	

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針2 組織運営】

		取組分類	重点実施項目	
実施項目名	人事評価・研修等を活用した人材育成	所管課	人事課	
取組内容	<p>職員が人事評価の結果をもとに自発的な能力開発に取り組むことができるよう、人事評価制度と研修制度の連携の充実を図り、職員の能力開発ニーズに対応した研修メニューを検討・実施します。</p> <p>基本方針に基づく従来の研修等に加え、民間企業の職員と合同で施策提案型の海外派遣研修を実施する等、効果的な研修を実施し、行政サービスの向上に資する企画立案能力及び問題解決能力を備えた人材の育成に取り組みます。</p> <p>また、組織の活性化を図るため、女性職員の活躍を一層推進し、自治大学校等への派遣を計画的に行い、女性職員の能力開発を支援します。</p>			
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画	
1	人事評価を活用した人材育成	<p>【研修メニューの検討、研修実施】 令和元年度人事評価結果を基に能力開発ニーズを検証し、第4四半期に課長級以上の評価者を対象に講演会等を実施</p> <p>【評価制度研修の実施】 5月:評価者研修前期、8月～9月:被評価者研修、10月:評価者研修後期、1月:2次評価者研修</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 「三つの密」の回避や、オンライン研修等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」に沿った研修のあり方を検討し、実施する。</p>	<p>【研修メニューの検討、研修実施】 県外から講師を招いて開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大により、県外から講師を招いての開催が困難になり、また、ウェブ形式での開催も検討したが、最終的に実施を見送った。</p> <p>【評価制度研修の実施】 5月:評価者研修前期(参加者159人) 8月～9月:被評価者研修(参加者1,140人) 10月:評価者研修後期(参加者110人) 1月:2次評価者研修(参加者99人) ※括弧書き人数は、アンケート回答者数</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 感染拡大を予防する研修のあり方を検討し、オンラインにより上記研修をビデオ研修で実施した。</p>	<p>【研修メニューの検討、研修実施】 人事評価結果を基に能力開発ニーズを検証し、第4四半期に課長級以上の評価者を対象に講演会等を実施</p> <p>【評価制度研修の実施】 5月:評価者研修前期 8月～9月:被評価者研修 10月:評価者研修後期 1月:2次評価者研修</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 コロナの感染状況に応じて、「三つの密」の回避や、オンライン研修等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」に沿った研修を実施する。</p>
	活動指標	特別研修 年1回 講演会 年1回 評価者、被評価者研修 年1回	講演会 未開催 評価者研修 年3回 被評価者研修 年1回	講演会 年1回 評価者研修 年3回 被評価者研修 年1回
2	多様な研修による職員の意識改革と能力開発	<p>【職場研修、部局研修、研修所研修(階層別研修、特別研修)等の実施】</p> <p>・研修所研修 令和2年5月から令和3年1月の間に階層別研修を21回実施し、参加者は831名だった。令和2年6月から令和3年3月までの間に特別研修を20回実施し、参加者は600名だった。</p> <p>・自治大学校等専門機関への職員派遣 税務専門課程会計コース 1人(通信研修)令和2年4月～6月(宿泊研修)令和2年7月～10月 第1部・第2部特別課程 4人(eラーニング)令和2年8月(宿泊研修)令和2年9月～10月</p> <p>・県職員と民間企業職員合同での海外派遣研修 新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送った。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 ・研修所研修 感染拡大を予防する研修のあり方を検討し、動画視聴による研修や、対面研修の場合は健康状態申告書の提出を必須とする等、感染症対策を施し実施した。</p>	<p>【職場研修、部局研修、研修所研修(階層別研修、特別研修)等の実施】</p> <p>・研修所研修62回(階層別研修47回、特別研修15回)、職場研修及び部局研修を多数実施</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 コロナの感染状況に応じて、「三つの密」の回避や、オンライン研修等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」に沿った研修を実施する。</p>	
	活動指標	職場研修、部局研修、研修所研修(階層別研修、特別研修)の実施 年1回 県職員と民間企業職員合同での海外派遣研修の実施 年15人 自治大学校等専門機関への職員派遣 年10人	職場研修、部局研修、研修所研修(階層別研修、特別研修)の実施 年1回 県職員と民間企業職員合同での海外派遣研修の実施については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送った。 自治大学校等専門機関への職員派遣 年5人	職場研修、部局研修、研修所研修(階層別研修、特別研修)の実施 年1回 県職員と民間企業職員合同での海外派遣研修の実施 年7人 自治大学校等専門機関への職員派遣 年4人

【前ページのつづき】

取組の効果		<p>感染拡大を予防する研修のあり方を検討し、オンラインによるビデオ研修を実施したことにより、人事評価制度についての理解が深まり、人事評価の精度が向上した。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外派遣研修の実施を見送ったが、これまで約140人の職員を海外へ派遣し、職員の視野を広げるとともに、研修後はアジア経済施策に関連する部局等で活躍している。</p> <p>自治大学校が実施する女性幹部職員養成プログラムに4人(これまで29人)の女性職員を派遣し、女性職員の能力開発を支援した。</p>					
成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1) 実績値	2020(R2)			2021(R3) 目標値
				目標値	実績値	目標値からの改善幅	
	能力評価全体評語 (主事級～班長級:B以上の割合)	28.6% (H28実績)	27.8%	29.7%	26.9%	2.8% 不足	30.0%
	研修後の職員アンケート結果 (能力や意欲が向上したと回答した割合)	-	91%	90%	91.6%	1.6% 増加	90%
	自治大学校等専門機関への女性職員の派遣人数	4人 (H28実績)	5人	4人以上	4	-	4人以上
評価	推進状況	○ 順調					
	推進状況が「順調」以外の場合はその要因						
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	<p>人事評価と研修制度の更なる連携を図り、職員の能力開発ニーズに対応した研修メニューを検討・実施する。</p> <p>成果指標「能力評価全体評語」に関しては、目標値に対して改善幅が▲2.8%となっており、評価結果のフィードバックや、能力向上のための研修受講等により、改善を図っていきたい。</p>					

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針2 組織運営】

		取組分類	重点実施項目
実施項目名	内部統制機能の強化	所管課	行政管理課
取組内容	地方自治法改正を踏まえた知事による内部統制に関する方針の策定、運用責任の表明及び必要な体制の整備等、各部局を単位としたリスクマネジメントの実施、職員に対する知事講話や法令遵守に係る研修等を実施し、適正な業務執行体制の強化を図ります。		
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画
1	<p>地方自治法改正を踏まえたリスク管理体制の整備</p> <p>【内部統制の実施】 沖縄県内部統制に関する方針、沖縄県内部統制実施要綱及び令和2年度沖縄県内部統制実施要領に基づき、内部統制の取組を実施する。 期首に、リスクの識別・分析及び対応策の整備を行い(リスク評価シート作成)、業務に適用する。また、期中にリスクが発現した場合は、情報の共有及び新たな対応策の整備を行う。 年度末を基準日として、令和3年度に各課・各部における自己評価を実施する(3~5月)。</p>	<p>【内部統制の実施】 沖縄県内部統制に関する方針、沖縄県内部統制実施要綱及び令和2年度沖縄県内部統制実施要領に基づき、内部統制の取組を実施した。 各部局においては、期首において各部局がリスク識別を行い、期中にリスク識別の追加・更新を行った。 また、リスク追加・更新時に各部局のリスク識別の参考となるよう、内部統制推進部局において各部局に共通するリスク識別一覧を作成した。 期中に発生したリスクについては、制度所管課等と情報共有を行い、対応策の周知に努めた。 年度末における各課・各部自己評価及び評価部局の評価作業について、具体的作業方法を実施要領に追記した。</p>	<p>【内部統制の実施】 沖縄県内部統制に関する方針、沖縄県内部統制実施要綱及び令和3年度沖縄県内部統制実施要領に基づき、引き続き内部統制の取組を実施する。 期首に、リスクの識別・分析及び対応策の整備を行い(リスク評価シート作成)、業務に適用する。また、期中にリスクが発現した場合は、情報の共有及び新たな対応策の整備を行う。 年度末を基準日として、令和3年度に各課・各部における自己評価を実施する(3~5月)。 内部統制評価部局において、令和2年度の内部統制の取組状況を評価し、評価報告書を作成。監査委員の意見を添付して議会へ提出、県民へ公表する。</p>
活動指標	内部統制の実施 通年	内部統制の実施 通年	内部統制の実施 通年
2	<p>職員の法令遵守の徹底及び職場環境の整備</p> <p>【職員(管理職含む)への法令遵守・リスクマネジメント研修等の実施】 リスクマネジメント研修を8月に実施し、職員の法令遵守意識向上を図る。 また、令和2年度から導入となる内部統制制度については、職員の理解を深める研修を実施する。 【「沖縄県職員の職務行動規範」の周知】 12月のコンプライアンス推進週間において、庁内放送等による「沖縄県職員の職務行動規範」の周知を行い、職員の意識啓発を図る。</p>	<p>【職員(管理職含む)への法令遵守・リスクマネジメント研修等の実施】 8月に実施を予定していた集合型研修(課長級、班長級、一般職員各階層ごと)を、新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年10月から11月まで、動画による自己学習型研修へ変更し研修を実施した。リスクマネジメント研修については、課長級46名、班長級67名、一般職員104名の合計217名が本研修を受講した。 また、同時期に、リスクマネジメント研修同様に動画による内部統制制度研修を実施し、部長級・統括監級・課長級71名、班長級108名、一般職員396名の合計575名が本研修を受講した。 【「沖縄県職員の職務行動規範」の周知】 令和2年12月にコンプライアンス推進週間を設け、庁内放送による職務行動規範の周知を実施。各課においては、朝礼等で職務行動規範の唱和を行う等の取組みを行った。</p>	<p>【職員(管理職含む)への法令遵守・リスクマネジメント研修等の実施】 研修動画視聴後のアンケート結果では、動画に研修実施要望が多かったため、令和3年度も動画による研修を実施する。リスクマネジメント研修を8月に実施し、職員の法令遵守意識向上を図る。 【「沖縄県職員の職務行動規範」の周知】 12月のコンプライアンス推進週間において、庁内放送等による「沖縄県職員の職務行動規範」の周知を行い、職員の意識啓発を図る。</p>
活動指標	リスクマネジメント研修 年1回 内部統制制度に係る研修 年1回 職務行動規範周知活動 年1回	リスクマネジメント研修 年1回 内部統制制度に係る研修 年1回 職務行動規範周知活動 年1回	リスクマネジメント研修 年1回 職務行動規範周知活動 年1回
取組の効果	業務執行上のリスク管理体制の整備及び職員の法令遵守にかかる意識の改善により、適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化に寄与した。 内部統制における共通リスク一覧の作成、具体的な作業を定めた実施要領の改正により、各部局の円滑な取組を図ることができた。		

【前ページのつづき】

成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1)	2020(R2)			2021(R3)
			実績値	目標値	実績値	目標値からの改善幅	目標値
	地方自治法改正を踏まえたリスク管理体制の整備等	2019(H31)に方針策定・体制整備済み					
	職員の意識改善率 (研修アンケート理解度)	95% (H28実績)	98.0%	100%	98.0%		100%
評価	推進状況	○ 順調					
	推進状況が「順調」以外の場合はその要因						
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	現行の取組みについて改善を加えながら継続する。 改正した実施要領に基づき、内部統制の取組を継続する。他県事例等を参考に令和2年度評価を実施し、評価作業を通じ要領を整理していく。					

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針2 組織運営】

		取組分類	進捗管理項目			
実施項目名	職員提案・業務改善運動の実施		所管課	行政管理課		
取組内容	業務改善に関する職員提案を実施し、職員の創意工夫を事務事業及び施策に反映させるとともに、主体的に行政運営を推進する意識を高め、効率的な行政運営を推進します。 職員一人ひとりが個々の業務を見直し、ひとり改善運動(スピード・スマート・スマイル運動)に取り組むとともに、優秀な改善事例については、全庁的に取り組みます。					
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画			
1	<p>職員提案制度の実施</p> <p>【職員提案制度の実施】 職員からの提案を通年で受け、随時提案担当課へ意見聴取を行い、提案の実現に向けて取り組む。 また、令和2年5月頃に開催する沖縄県行政改革推進本部幹事会において令和元年度提案の審査・賞決定を行い、同推進本部で表彰を行う(令和2年度分表彰は、翌年度5月実施予定)。</p>	<p>【職員提案制度の実施】 令和2年度は、26件(13名)の提案があり、うち6件が提案担当課において実施済み、7件が検討中となっている。職員投票により、「会計事務等データベースの作成」がグッドアイデア賞を受賞した。 また、沖縄県行政改革推進本部幹事会が新型コロナウイルスの影響により書面開催となったため、幹事長賞を受賞した令和元年度提案の「Web職員録における事務分掌の公開等」について、別で表彰式のみを設け、職員投票により決定したグッドアイデア賞(同提案)と併せて6月に表彰を行った。</p>	<p>【職員提案制度の実施】 職員からの提案を通年で受け、随時提案担当課へ意見聴取を行い、提案の実現に向けて取り組む。 また、令和3年5月頃に開催する沖縄県行政改革推進本部幹事会において令和2年度提案の審査・賞決定を行い、同推進本部で表彰を行う(令和3年度分表彰は、翌年度5月実施予定)。</p>			
2	<p>ひとり改善運動の実施(スピード・スマート・スマイル運動)</p> <p>【ひとり改善運動の実施】 令和元年度の改善運動について、部等内から提出された優良事例を、令和2年5月頃に開催する沖縄県行政改革推進本部幹事会において審査・賞決定を行い、同推進本部で表彰を行う。優良事例等は、ポータルサイト等において全庁へ発信し、共有する。 令和2年度の改善運動においても、職員が年度当初に取組内容を決定し、年度末に取組結果を所属長へ報告する。 所属長は年度末に提出された取組から優良事例の一つを選定する(令和2年度分表彰は翌年度5月実施予定)。 【改善事例発表会等の実施】 優良事例についてコーラル(イントラネット)上で共有を行う。</p>	<p>【ひとり改善運動の実施】 令和元年度の改善運動について、各部等から推薦された優良事例を、新型コロナウイルスの影響により書面開催となった沖縄県行政改革推進本部幹事会において審査を行い「RPAツール導入による事務処理効率化」、「財務会計2004から出力される帳票のPDF化による業務効率化及び管理業務の向上」が幹事長賞を受賞し、6月に幹事長より表彰を行った。 令和2年度の実績においては、対象職員3,404人中3,057人(89.8%)が改善運動を実施した。 各課等及び各部等において、令和2年度末に提出された取組から優良事例を選定し、令和3年5月に表彰を実施する。</p>	<p>【ひとり改善運動の実施】 令和2年度の改善運動について、部等内から提出された優良事例を、令和3年5月頃に開催する沖縄県行政改革推進本部幹事会において審査・賞決定を行い、同推進本部で表彰を行う。優良事例等は、ポータルサイト等において全庁へ発信し、共有する。 年度当初に行う職員による取組の決定・報告については、年度末に取組結果のアンケートで回収する。アンケート結果により、参考となる取組については、コーラル(イントラネット)上で共有を行う。</p>			
取組の効果	職員提案制度において、職員が主体的に行政運営を推進する意識を高めることができ、また、提案担当課に提案実現の取組を求め、行政運営の改善等に貢献した。 さらに、ひとり改善運動において、個々の業務を見直すことで、全庁的に効率的な行政運営を推進することができた。					
成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1)実績値	2020(R2)		2021(R3)目標値
	提案実現件数(累計)	1件 (H28実績)	20件	実績値	基準値からの改善幅	
	ひとり改善運動の取組実施率	-	85.8%	28件	27件	40件
				89.8%	-	100%
推進状況	○ 順調					
評価	推進状況が「順調」以外の場合はその要因					
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	職員の負担に配慮しつつ、これまでの優良事例の紹介等により、職員の創意工夫を取り込み、意識の涵養を図りながら業務の効率化に繋げていく。				

様式1

プログラム 該当ページ	44	項目番号	20
----------------	----	------	----

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針2 組織運営】

取組分類		進捗管理項目				
実施項目名	総務事務の効率化及び集中化	所管課	人事課 関係各課			
取組内容	給与支給事務の効率化及び集中化を推進するため、関連するシステムとの連携及び事務手続の効率化に資する総務事務システムの導入などに取り組みます。					
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画			
1 総務事務システムの導入	<p>【総務事務システムの整備】 2019年度に洗い出した課題を4月までに優先順位等を検討し、5月以降に順次対応する。 また、年末調整の制度変更の対応を、10月までに完了する。</p> <p>【総務事務システム運用】 4月から安定的に稼働させ、新たな機能の追加も12月までに完了する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 システム改修や運用にあたり開発業者とプロジェクト管理ツールで調整し、打ち合わせの回数を低減させる。 その他、給与システムの調達及び開発においても、リモート会議やプロジェクト管理ツールを活用し、可能な限り非対面で事業を運用する。</p>	<p>【総務事務システムの整備】 総務事務システムの課題を整理して緊急性の高い課題から優先的に対応し、帳票類の整備など利便性の向上については、主に令和3年1月以降に集中的にシステム改修して対応した。 年末調整の制度改修については、10月末までにほぼ改修し、年間所得見込み額を給与システムと連携するなど申請者の処理負担を低減した。</p> <p>【総務事務システム運用】 致命的な障害が発生することなく、概ね安定的に稼働することができた。機能追加は予定より遅れたものの、3月までにほぼ完了した。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 プロジェクト管理ツール等の利用により、対面での接触を減らしつつも、システム運営に支障をきたすことなく運用することができた。 庁内でほぼ常勤しているシステム運用保守業者から陽性者が出たものの、上述の取り組みをしていたことにより、他に感染させることなく被害を最小限に抑えることができた。</p>	<p>【総務事務システムの整備】 4月から給与システムとのデータ連携に係る仕様を随時見直し、毎月のデータ連携時に発生するシステムエラーの件数を、昨年度3月エラー件数(20件)の半数以下にする。</p> <p>【総務事務システム運用】 過去に作成された運用保守マニュアル類を見直し、8月ごろまでにQ&Aなど最新版に更新し、システムに公開する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 システム改修や運用にあたり開発業者とプロジェクト管理ツールで調整し、打ち合わせの回数を低減させる。</p>			
取組の効果	<p>年度当初に予定していたスケジュールより改修期間の時期が後ろになったものの、予定していた作業は概ね遂行でき、作業時間は基準値の3分の1にまで低減できた。 一方で、目標値の達成のためには、制度や運用上の問題点など、総務事務システム単独では解決できない課題についても検討していかなければならない。</p>					
成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1)実績値	2020(R2)		2021(R3)目標値
	各所属における給与支給事務の作業時間数	9,575時間 (H29推計)	3,956時間 (R1推計)	3,154時間 (R2推計)	6,421時間 減少	183時間
評価	推進状況	○ 順調				
	推進状況が「順調」以外の場合はその要因					
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	時間外予算管理で所属給与担当者の負担が大きかったことから、予算管理を支援する帳票や機能の追加を検討する。また、システムだけでなく制度面でも改善策が無いのか検討する。				

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針2 組織運営】

実施項目名		業務継続計画の策定等の推進		取組分類	進捗管理項目	
取組内容		【防災危機管理課】 出先機関における業務継続計画(BCP)を策定し、応急業務及び継続性の高い通常業務(非常時優先業務)を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分を取り決め、これらの手続を簡素化し、指揮命令系統を明確化することで、業務運営の改善を図ります。 【感染症対策課】 新型コロナウイルス感染症に対応した「沖縄県業務継続計画(新型インフルエンザ等対策編)」の見直しを検討します。		所管課	防災危機管理課 感染症対策課	
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画			
1 災害対策本部 設置運営訓練 (図上訓練)の 実施	【中部地方本部】 7月中旬に中部地方本部圏域を対象に大規模地震及び津波の発生を想定した図上訓練を実施。また、9月頃同じ被害状況を想定した実動訓練を行う。	【中部地方本部】 新型コロナウイルス感染症感染拡大により、図上訓練、実動訓練ともに実施できなかった。	【中部地方本部】 図上訓練については、9月に中部地域を対象に実施予定。 実動訓練については、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練との同時開催のため、中部地域ではなく、会場周辺地区が対象となり、中部地区については令和4年度の実施を予定している。			
2 出先機関にお ける業務継続 計画の策定	【中部地方本部版のたたき台、業務継続計画策定】 令和2年度に実施する訓練の実施に基づき、たたき台を示し、計画策定を促進する。 【南部地方版・宮古地方版の計画策定】 令和元年度に実施した訓練の実施に基づき、たたき台を示し、計画策定を促進する。	【中部地方本部版のたたき台、業務継続計画策定】 令和2年度は上記のとおり訓練が実施できなかったことに伴い計画策定に至らなかった。 【南部地方版・宮古地方版の計画策定】 南部地方版については、令和3年2月付けで策定した。 令和2年11月に宮古地域で説明会を開催した。 なお、本庁、北部、中部、南部、宮古、八重山地区の計7つのうち、本庁、北部、南部の3つの業務継続計画は策定済みである。	【中部地方本部版のたたき台、業務継続計画策定】 令和3年度に実施する訓練(図上)の実施に基づき、たたき台を示し、計画策定を促進する。			
3 市町村にお ける業務継続 計画策定の 支援	【宮古地域・中部地域市町村の計画策定支援】 宮古圏域及び中部圏域の計画未策定市町村を中心に計画策定に関する研修会や説明会を実施する。	【宮古地域・中部地域市町村の計画策定支援】 新型コロナウイルス感染拡大により説明会等の開催が困難であった。 なお、41市町村のうち36市町村は策定済みである。	【宮古地域・中部地域市町村の計画策定支援】 宮古圏域及び中部圏域の計画未策定市町村を中心に計画策定に関する研修会や説明会を実施する。			
4 新型コロナウ イルス感染症 対策にお ける沖縄 県業務継続 計画(新型イン フルエンザ等 対策編)の見 直し	【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 県は新型インフルエンザ等の発生時に人員が制限された状況下において県民生活に必要な業務を維持するために、「沖縄県業務継続計画(新型インフルエンザ等対策編)」を作成している。国で新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等特別措置法の適応対象に位置づけられたことから、これを準用し運用したところであるが、今回の実績を踏まえ新たな生活様式の観点から今後見直しを検討する。	【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 県は新型コロナウイルス感染症の拡大やワクチン接種体制準備のため、「沖縄県業務継続計画(新型インフルエンザ等対策編)」を準用し、令和3年1月から全庁より職員10名を総括情報部ワクチン対策チームへ、さらにPCR検査体制強化等のため保健医療部各課から5名を地域保健課結核感染症班へ動員して対応した。	【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 令和3年度も引き続き「沖縄県業務継続計画(新型インフルエンザ等対策編)」を準用し運用するが、令和2年度の実績や令和3年度の取り組みを踏まえ、組織体制の柔軟な運用や新たな生活様式の観点から見直しを検討する。			
取組の効果		2 中部地域については、新型コロナウイルス感染症拡大により訓練が実施できなかったものの、南部地域においては以前実施した図上訓練及び実動訓練での実績を踏まえて、業務継続計画作成の促進を図ることができた。 4 現行のBCPを活用し、ワクチン対策チームや検査・予算執行応援チームを結成することで、迅速な接種体制の整備と、感染拡大を防ぐ戦略的な対策等を展開することで、県民の感染防止や、「PCR検査強化事業」を開始し、介護従事者、医療従事者を対象に、定期的PCR検査を実施することで、介護福祉施設及び医療施設の業務継続に寄与している。				
成 果 指 標	成果指標名	基準値	2019(R1) 実績値	2020(R2) 実績値 基準値からの改善幅		2021(R3) 目標値
	沖縄県における業務継続計画の策定率	16.7% (本庁のみ)	33.3%	50.0%	33.3%	100.0%
	県内市町村における業務継続計画の策定率	24.4% (H28実績)	75.6%	87.8%	63.4%	100.0%
評 価	推進状況	△ やや遅れ				
	推進状況が「順調」以外の場合はその要因	沖縄県業務継続計画(宮古地方版)の作成において、関係する出先機関を含めた会議を実施したものの、調整に時間を要している。				
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	引き続き訓練実施に向けての説明会や研修会の充実を図り、より実践的な訓練を計画することによって、本部設置運営要綱の見直しの検証や非常時優先業務の特定、災害発生時の業務レベルの向上、必要なマンパワーの算出及びその確保に努めることにより、計画策定を促進し、県全体としての災害対応能力の向上を図る。				

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針3 財政運営】

		取組分類	重点実施項目
実施項目名	県税収入の確保	所管課	税務課
取組内容	<p>県税の収入率向上のため、県税職員の賦課徴収技術の向上を図りながら、収入未済額の約9割を占める個人県民税と自動車税を中心に徴収対策を実施します。</p> <p>平成33年度までに県税収入率を98.8%※まで引き上げることを目指します。</p> <p>※個人県民税、自動車税等の各税目ごとに掲げた数値目標で算出した収入率。</p>		
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画
1 個人県民税に係る徴収対策の強化	<p>【支援体制の見直しによる効果的な市町村支援の実施】</p> <p>各地区個人住民税徴収対策協議会定期総会(5月)の開催及び年間事業計画及び徴収目標等を策定</p> <p>徴収技術向上のための研修会(4月、6月、7月、9月頃)の開催</p> <p>個人県民税徴収対策チームによる併任及び、巡回指導の実施</p> <p>沖縄県市町村税徴収対策支援本部による首長訪問(意見交換会)を実施</p> <p>個人県民税賦課徴収に顕著な功績のあった者に対する納税表彰の実施</p> <p>県・市町村合同による徴収強化月間(11月～12月)及び公売(11月、1月頃)の実施</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】</p> <p>感染拡大により納税が困難となった県民・事業者に適用される「徴収猶予の特例制度」について、国及び市町村とも連携して周知を図る。</p>	<p>【支援体制の見直しによる効果的な市町村支援の実施】</p> <p>・各県税事務所が実施する取組として、地区協議会の運営、併任及び巡回相談については概ね計画どおり実施した。</p> <p>・研修会の開催及び首長との意見交換会は、新型コロナウイルス感染症の影響により計画どおり実施できなかった。</p> <p>・県及び市町村との合同公売については、不動産について計画どおりに実施した一方、動産について新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送った。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】</p> <p>・法改正により「徴収猶予の特例制度」が創設され、制度運営に万全を期すため県税事務所等との事務打ち合わせを重点的に行った。</p> <p>・市町村による猶予制度の運営が適切かつ円滑に実施されるよう研修会を開催したほか、巡回相談等の機会をとらえてで助言等を行った。</p> <p>○県内市町村における徴収猶予の特例制度実績額(2月末時点)</p> <p>個人住民税(市町村民税含む) 2億3,682万6千円</p>	<p>徴収対策の総括としての税務課と、実際に市町村の支援を行う県税事務所の役割分担を整理した上で、さらに企画部との連携体制の下で、以下の取組を重点的に行う。</p> <p>・現年度課税分の徴収対策を強化</p> <p>・研修会の計画的実施</p> <p>・管理監督者による進行管理に係る支援</p> <p>・首長との意見交換会を計画的に実施</p> <p>・県税事務所による併任・巡回相談等を継続的に実施</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】</p> <p>・引き続き市町村による猶予制度の運営が適切なものとなるよう、巡回相談や研修の機会を通じて、効果的な支援を行う。</p>
活動指標	個人県民税収入率 96.6%	個人県民税収入率 96.2%	個人県民税収入率 96.7%
2 自動車税の自主納付の推進及び徴収対策の強化	<p>【広報活動、納税機会の拡充、滞納処分の早期着手等、現行取組の検証、新たな手法の導入検討・実施】</p> <p>5月に納期内納付促進のための広報活動を実施。</p> <p>5～7月に自動車税コールセンターを設置し、現年分の早期着手に取り組み、滞納処分の強化を行うことで収入率の向上を図る。</p> <p>さらに、令和2年度からスマホアプリのモバイルレジを利用してクレジットカードやネットバンキング、LINEpayでの納付を導入する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】</p> <p>感染拡大により納税が困難となった県民・事業者に適用される「徴収猶予の特例制度」について、国及び市町村とも連携して周知を図る。</p>	<p>【広報活動、納税機会の拡充、滞納処分の早期着手等、現行取組の検証、新たな手法の導入検討・実施】</p> <p>・納期内納付促進のための広報活動及び自動車税コールセンターの設置については、計画どおり実施した。</p> <p>・法改正により「徴収猶予の特例制度」が創設され、制度運営に万全を期すため県税事務所等との事務打ち合わせを重点的に行った。</p> <p>・納税が困難な者に同制度が周知されるよう、様々な媒体を通じた広報を実施した。</p> <p>・申請及び相談の際の接触をできる限り低減するため、電子申請等による方法を整備したほか、ネットバンキングやLINEpayなど新たな決済手段を導入した。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】</p> <p>・法改正により「徴収猶予の特例制度」が創設され、制度運営に万全を期すため県税事務所等との事務打ち合わせを重点的に行った。(再掲)</p> <p>・納税が困難な者に同制度が周知されるよう、様々な媒体を通じた広報を実施した。</p> <p>・申請及び相談の際の接触をできる限り低減するため、電子申請等による方法を整備したほか、ネットバンキングやLINEpayなど新たな決済手段を導入した。(再掲)</p> <p>○徴収猶予の特例制度実績額(2月末時点)</p> <p>自動車税 7,382万4千円</p>	<p>徴収対策の総括としての税務課と、実際に県税の徴収業務を行う県税事務所の役割分担を整理した上で、以下の取組を重点的に行う。</p> <p>・自動車税定期課税業務の地域の県税事務所の分散による事務効率の向上等</p> <p>・納税班長との連携を強化し、管理監督者による進行管理の質の向上に関する取組</p> <p>・現年度課税分に係る滞納整理の早期着手</p> <p>・猶予期間が終了するケースに対する早期アプローチ等効果的な滞納整理の実施</p> <p>・研修会の計画的実施</p> <p>・納期内納付促進のための広報活動の実施</p> <p>・通年のコールセンターを新たに設置</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】</p> <p>・引き続き猶予制度を適切に広報し、納税が困難な県民等に配慮しながら効果的な徴収業務に努める。</p> <p>・新たな決済手段として、PayPay請求書払いを導入する。</p>
活動指標	自動車税収入率 99.1%	自動車税収入率 98.8%	自動車税収入率 99.1%

【前ページのつづき】

取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績			2021(R3)実施計画		
3 徴税吏員の技術向上	<p>【職場内研修の定例化・集中化、県外を含めた多様な研修機会の活用】</p> <p>4月(前期・後期) 初任者研修 6月 管理監督者研修 9月 自主財源確保対策研修</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】</p> <p>「三つの密」を回避し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」に沿った研修のあり方を検討し、実施する。</p>	<p>【職場内研修の定例化・集中化、県外を含めた多様な研修機会の活用】</p> <p>12月 自主財源確保対策研修会(参加者52名) (県外から著名な講師を招聘して実施した。) (これ以外は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。)</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】</p> <p>・研修会の実施に当たっては、県のガイドラインに沿って人数制限や参加者の健康状態の申告などの対策を十分に講じて実施した。</p>			<p>税務課主催の研修会のほか、県税事務所単位の職場内研修又は地区協議会主催の研修会を計画的に実施するほか、沖縄県市町村税徴収対策支援本部が主催する研修会を以下のとおり実施する。</p> <p>・6月 初任者向け研修会 ・8月 管理監督者研修会 ・11月 自主財源確保対策研修会</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】</p> <p>・県ガイドラインに沿って万全の対策を講じながら実施する。</p>		
活動指標	研修 年4回以上	研修 年1回実施			研修 年4回以上		
取組の効果	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画した研修会が実施できなかったほか、猶予制度を利用する納税者が多数生じたことにより、県税収入は大幅に減少した。 ただし、これまで行ってきた徴収対策には一定の効果があったものと捉えている。</p>						
成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1) 実績値	2020(R2)		2021(R3) 目標値	
				目標値	実績値	目標値からの改善幅	
	県税の現年度収入率	98.6% (H28実績)	98.6%	98.7%	97.2%	▲1.5%	98.8%
	県税未済額(千円)	1,804,553 (H28実績)	1,931,136	1,521,167	3,758,890	▲2,237,723	1,481,555
評価	推進状況	○ 順調					
	推進状況が「順調」以外の場合はその要因						
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により創設された徴収猶予の特例制度(2月末実績23億5,108万1千円)の適用実績を除くと、県税未済額も圧縮できており、概ね順調に成果指標を達成している。 今後は、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には猶予制度を適正に運用し、県税収入の回復に向けた戦略的な取組を実施し、さらなる税収確保を目指していく。</p>					

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針3 財政運営】

		取組分類	重点実施項目
実施項目名	未収金の解消	所管課	財政課 関係各課
取組内容	貸付金、使用料等に係る未収金の解消に向け、数値目標を設定して徴収対策を強化するとともに、発生の未然防止に係る取組を強化します。 県方針、標準マニュアル及び個別マニュアルに基づいた適切な債権管理を推進し、未収金の解消に向けた取組を強化します。		
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画
1 未収債権ごとの 数値目標の設定及び解消策 の実行	<p>【解消策の実行】</p> <p>未収債権ごとで設定した未収金残高を目標に、未収金の発生予防及び個別マニュアル等に基づいた適切な債権管理を行う。</p> <p>※対象となる債権</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活保護費返還金 児童扶養手当返還金 母子父子寡婦福祉資金貸付金 農業改良資金貸付金 小規模企業者等設備導入資金 <p>貸付金</p> <ol style="list-style-type: none"> 県営住宅使用料 損害賠償金(県営住宅) <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金については、新型コロナウイルス感染症の影響により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、償還金の支払いの猶予等を行う。</p> <p>また、県営住宅使用料については、コロナの影響により収入が著しく減少し、既存の減免制度要件に該当する場合は、家賃の減免が可能である旨を周知する。</p>	<p>【解消策の実行】</p> <p>未収債権ごとで設定した未収金残高を目標に、未収金の発生予防及び個別マニュアル等に基づいた適切な債権管理を行った。</p> <p>※対象となる債権</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活保護費返還金 児童扶養手当返還金 母子父子寡婦福祉資金貸付金 農業改良資金貸付金 小規模企業者等設備導入資金 貸付金 県営住宅使用料 損害賠償金(県営住宅) <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】</p> <p>生活保護返還金については、新型コロナウイルス感染症の影響により返還が困難となった債務者については、分割納付や履行計画の見直しを行った。</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金については、新型コロナウイルス感染症の影響により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった債務者に対し、償還金の支払いの猶予等を行った。</p> <p>県営住宅使用料については、コロナの影響により収入が著しく減少し、既存の減免制度要件に該当する場合は、家賃の減免が可能である旨の周知を図った。</p>	<p>【解消策の実行】</p> <p>未収債権ごとで設定した未収金残高を目標に、未収金の発生予防、条例、県方針及び個別マニュアル等に基づいた適切な債権管理を行う。</p> <p>※対象となる債権</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活保護費返還金 児童扶養手当返還金 母子父子寡婦福祉資金貸付金 農業改良資金貸付金 小規模企業者等設備導入資金 <p>貸付金</p> <ol style="list-style-type: none"> 県営住宅使用料 損害賠償金(県営住宅) <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】</p> <p>生活保護返還金については、新型コロナウイルス感染症の影響により返還が困難との相談がある場合は、分割納付や履行計画の見直しを行う。</p> <p>児童扶養手当返還金については、新型コロナウイルス感染症の影響があると思われる場合は、分割納付等を周知する。</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金については、新型コロナウイルス感染症の影響により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、償還金の支払いの猶予等を行う。</p> <p>県営住宅使用料については、コロナの影響により収入が著しく減少し、既存の減免制度要件に該当する場合は、家賃の減免が可能である旨を周知する。</p>
	活動指標	各個票で設定	各個票で設定

【前ページのつづき】

取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画	
2 適切な債権管理の推進	<p>【調査及びヒアリングの実施、債権放棄議案提出】 一般会計と特別会計(病院・企業局を除く)における私債権を対象に、債権管理の状況を把握するため、引き続き調査及びヒアリングを実施するとともに、必要に応じて手続きに関する助言を行う。 また、準備が整い次第、債権放棄の議案提出を行う。</p> <p>【未収金の実態を踏まえ、債権管理条例を制定】 これまでの債権管理の状況及び他県調査を踏まえ、課題の整理を行い、債権管理条例の制定に向けた取組を行う。</p>	<p>【調査及びヒアリングの実施、債権放棄議案提出】 県方針が適用される一般会計と特別会計(病院・企業局を除く)における私債権を対象に、債権管理の状況を把握するため、6月及び11月に調査とヒアリングを実施するとともに、債権管理条例案を整理し意見照会を行い、庁内の合意形成を図った。 また、12月に債権管理条例を制定している12都道府県に対し、条例制定の効果等の調査を行い、課題を整理した。</p> <p>【未収金の実態を踏まえ、債権管理条例を制定】 上記の調査結果を踏まえ、条例制定の準備が整ったことから、令和3年2月議会において、議案を提出し、条例を制定した(令和3年4月1日施行)</p>	<p>【調査及びヒアリングの実施、債権放棄議案提出】 一般会計と特別会計(病院・企業局を除く)における私債権を対象に、債権管理の状況を把握するため、債権管理条例を適用した放棄予定の債権調査及びヒアリングを実施するとともに、必要に応じて手続きに関する助言を行う。 準備が整い次第、債権放棄の議案提出や条例の規定による債権の放棄を行う。 また、標準マニュアルを債権管理条例を反映した内容に改定するほか、県民向けに債権管理条例の解説を作成し、ホームページで周知する。</p>	
	活動指標	調査 年1回 ヒアリング 年1回	調査 年1回 ヒアリング 年1回	調査 年1回 ヒアリング 年1回
取組の効果	<p>県方針、標準マニュアル及び個別マニュアルに基づいた適切な債権管理の推進により、未収金の解消につながった。 また、未収金の解消に向け、これまでの庁内調査及び他県調査の結果を踏まえ、課題を整理し条例制定の準備が整ったことから、令和3年2月議会において、条例を制定した。 個別債権によっては、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた債務者について、分割納付や支払猶予、減免の制度を案内し、債務者の生活に配慮した取組を行った。</p>			
成果指標	成果指標名	基準値	2020(R2) 目標値 実績値 目標値からの改善幅	2021(R3) 目標値
	上記7債権の収入未済額(千円)	5,146,938 (H28実績)	4,117,209 3,843,753 273,456	3,872,183
評価	推進状況	○ 順調		
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	<p>全体では、実績値は目標値を上回った(収入未済額が小さい)が、債権ごとに見ると7債権中3債権で目標値を下回り、そのうち2債権については大幅に下回っている(収入未済額が大きい)。今後は、標準マニュアルを債権管理条例を反映した内容に改定するとともに、各債権ごとに掲げた数値目標を達成できるよう、県方針、標準マニュアル及び個別マニュアルに加え、条例に基づく適切な債権管理を推進する。 また、債権管理の一層の適正化を図るため、各部局へ説明会を実施し、適正な事務処理の推進や、回収見込みのない債権については、放棄を検討するよう取組を促進する。 県民に向けては、債権管理条例の解説を作成し、条例制定の周知に取組む。</p>		

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(個票:未収金の解消)

未収金債権名	生活保護費返還金				所管課	保護・援護課
債権の概要	生活保護制度では収入に変動があった場合に届出の義務を課しているが、届出がない場合等保護費が過大に支給されるため、その返還決定に伴う債権					
具体的な対応策等	<p>返還金が発生する主な原因として、保護費以外の収入の届出がないことがあることから、返還金を発生させないための取組として、生活保護受給者に対し収入が見込まれる場合の届出義務を周知徹底するほか、特に稼働年齢層の世帯員がいる世帯に対しては、訪問活動により就労の有無等の実態把握を徹底する。</p> <p>また、未収金を発生させないための取組として、「生活保護費等返還金債権管理マニュアル」に基づき、債務者に対し督促状の送付、電話や訪問による催告を行うほか、分割納付や履行延期等、個々の滞納者に合わせた履行計画の策定や見直しを積極的に行う。</p> <p>さらに、生活保護費返還金等担当者会議を開催し、適切な債権管理の方策等について協議を行う。</p>					
収入未済額の推移	(単位:千円)	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
	目標額 a	121,198	118,895	115,835	112,194	108,107
	(現年度分)	(27,114)	(25,823)	(24,532)	(23,241)	(21,950)
	(過年度分)	(94,084)	(93,072)	(91,303)	(88,953)	(86,157)
	うち時効到来債権残高	12,683	11,415	10,274	9,247	8,322
	決算値 b	162,678	180,922	212,241	212,142	0
	(現年度分)	(71,556)	(40,543)	(75,663)	(61,774)	
	(過年度分)	(91,122)	(140,379)	(136,578)	(150,368)	
	うち時効到来債権残高	10,886	11,457	12,837	9,571	
	達成度 a-b	▲ 41,480	▲ 62,027	▲ 96,406	▲ 99,948	
	(現年度分)	(▲ 44,442)	(▲ 14,720)	(▲ 51,131)	(▲ 38,533)	
	(過年度分)	(2,962)	(▲ 47,307)	(▲ 45,275)	(▲ 61,415)	
うち時効到来債権残高	1,797	▲ 42	▲ 2,563	▲ 324		
対前年度比増減・要因	(単位:千円)	増減額	左の内訳(増減要因)			
			徴収額	不納欠損額	新たな発生額	その他
	H29末→H30末	18,244	▲ 3,006	▲ 7,544	40,543	▲ 11,749
	H30末→R1末	31,319	▲ 1,642	▲ 18,490	75,663	▲ 24,212
	R1末→R2末	▲ 99	▲ 13,733	▲ 10,377	61,774	▲ 37,763
	R2末→R3末					
合計	49,464	▲ 18,381	▲ 36,411	177,980	▲ 73,724	
※上記「増減額」について、▲は未収金額の解消が進んでいることを意味する。						
評価等	2020(R2)取組状況	<p>主な取組として、各福祉事務所において生活保護費返還金等債権管理マニュアルに沿った督促、履行延期、財産調査等の債権管理や債権発生 of 未然防止を目的とした保護受給者に対する収入申告義務等の周知を引き続き徹底した。</p> <p>また、長期間進展のなかった債権の調査・督促を積極的に行い、状況把握を行うことで納入の促進や分割納付につなげるなど、未収金の縮減を図った。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減等により返還が困難となった債務者については、分割納付や履行計画の見直しを行うなど、債務者の生活に配慮した上で適切な債権管理を行った。</p>				
	推進状況	×大幅遅れ	財政効果	99	千円	
	2020(R2)課題	<p>ケースワーカーによる訪問時の納入指導や履行延期の推進等により、令和元年度と比較すると収入済額は増加したが、生活保護世帯の増加に比例して返還決定債権も増加しており、目標に至らない状況である。</p> <p>今後新型コロナウイルス感染症の影響等により、生活保護世帯の増加が加速されることが予想されており、対応を強化する必要がある。</p>				
今後の方向性及び改善策	<p>引き続き電話や訪問による積極的な催告等適切な債権管理に努めるとともに、債務者の状況に応じて履行延期制度を適切に活用するなど、無理なく返済を継続できる状態につなげていく。また、債権管理適正化調査員を活用するとともに、債権発生時には初期の段階で納入指導を行う等対応していく。</p> <p>債務者から新型コロナウイルス感染症の影響により、返還が困難との相談があった場合は、引き続き分割納付や履行計画の見直しを行う。</p>					

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(個票:未収金の解消)

未収金債権名	児童扶養手当返還金				所管課	青少年・子ども家庭課
債権の概要	受給者が婚姻したり、公的年金を受給したため、児童扶養手当の受給資格がなくなったにもかかわらず届出がない、若しくは届出が遅れたため発生した過払いについての返還金					
具体的な対応策等	【返還金を発生させないための取組み】					
	① 「児童扶養手当のしおり」等で、公的年金が遡って支給された場合には、年金と児童扶養手当が重複する期間分については、返還金が生じることを周知する。 ② 町村と連携し、1月、3月、5月、7月、9月、11月の定期払い前には、受給者の異動状況を確認する。 ③ 年金事務所に対し、受給者の年金受給状況を照会する。 【未収金を発生させないための取組み】(「児童扶養手当返還金債権管理マニュアル」(平成29年3月改訂)に基づく取組) ① 納入期限までに納入がなかった債務者に対し、督促状を发出する。 ② 一括納付が困難な債務者に対し、分割納付を促す。 ③ 電話に回答のない者については、文章による促しを行う。 ④ 時効が完成している債権について、関係書類を整理し、不納欠損処理を行う。					
収入未済額の推移	(単位:千円)	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
	目標額 a	46,157	44,905	44,216	44,154	44,000
	(現年度分)	(4,234)	(4,234)	(4,234)	(4,234)	(4,234)
	(過年度分)	(41,923)	(40,671)	(39,982)	(39,920)	(39,766)
	うち時効到来債権残高	30,550	27,390	23,869	21,949	20,986
	決算値 b	50,430	40,042	29,792	28,763	0
	(現年度分)	(10,610)	(4,429)	(2,615)	(4,956)	
	(過年度分)	(39,820)	(35,613)	(27,177)	(23,807)	
	うち時効到来債権残高	30,356	25,482	15,278	19,006	
	達成度 a-b	▲ 4,273	4,863	14,424	15,391	
(現年度分)	(▲ 6,376)	(▲ 195)	(1,619)	(▲ 722)		
(過年度分)	(2,103)	(5,058)	(12,805)	(16,113)		
うち時効到来債権残高	194	1,908	8,591	2,943		
対前年度比増減・要因	(単位:千円)	増減額	左の内訳(増減要因)			
			徴収額	不納欠損額	新たな発生額	その他
	H29末→H30末	▲ 10,388	▲ 1	▲ 6,939	4,429	▲ 7,877
	H30末→R1末	▲ 10,250	▲ 70	▲ 11,291	2,615	▲ 1,504
	R1末→R2末	▲ 1,029	▲ 100	▲ 4,086	4,956	▲ 1,799
	R2末→R3末					
合計	▲ 21,667	▲ 171	▲ 22,316	12,000	▲ 11,180	
※上記「増減額」について、▲は未収金額の解消が進んでいることを意味する。						
評価等	2020(R2) 取組状況	関係書類の整備をすすめた結果4,086千円の不能欠損処理を行った。 H8～H17に発生した未収金について、電話による生活状況の確認等を行った結果、509件について計4,086千円の不納欠損処理を行った。				
	推進状況	○順調	財政効果	1,029	千円	
	2020(R2) 課題	債権発生防止の取組を一層強化する。 過年度の未収金の回収方法を検討する必要がある。 新型コロナウイルス感染症の影響により、減収等があった債務者に対し返還に関する助言等の方法を工夫する必要がある。				
今後の方向性及び改善策	督促状の送付、電話連絡・家庭訪問による催告を通じた債権回収に努め、債権が高額の場合は必要に応じて、返済可能な額での分割納付について助言を行う。特に感染症の影響があらわれる債務者については、分割納付等について周知を行う。 時効到来債権については、引き続き関係書類の整備をすすめ、不納欠損処理を行う。					

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(個票:未収金の解消)

未収金債権名	母子父子寡婦福祉資金貸付金				所管課	青少年・子ども家庭課
債権の概要	母子及び父子並びに寡婦に対する修学資金や就学支度資金等の貸付金が償還されず発生した未収金					
具体的な対応策等	<p>平成29年3月に改訂した「沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル」に基づき、次のとおり適正な債権管理の取組を推進する。</p> <p>① 現年度分については、滞納期間の早いうちに連帯保証人と接触することや、事務所へ3者(借受人、連帯借受人、連帯保証人)に来所していただき、催告や償還に対する意識付けの強化を図ることにより滞納の長期化を防ぐ。</p> <p>② 過年度分の徴収困難事案について、民間債権回収会社の活用により回収を図る。</p> <p>③ 督促月間は年2回以上実施する。</p> <p>④ 時効到来債権について整理し不納欠損処理を行う。</p> <p>⑤ 時効援用等の取得が難しい債権等については債権放棄を検討し整理を進める。</p>					
収入未済額の推移	(単位:千円)	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
	目標額 a	115,123	106,799	99,994	94,516	90,205
	(現年度分)	(10,139)	(10,367)	(10,634)	(10,940)	(11,287)
	(過年度分)	(104,984)	(96,432)	(89,360)	(83,576)	(78,918)
	うち時効到来債権残高	17,891	17,146	16,400	15,655	14,910
	決算値 b	113,686	101,666	98,747	101,379	0
	(現年度分)	(8,473)	(8,572)	(11,133)	(11,430)	
	(過年度分)	(105,213)	(93,094)	(87,614)	(89,949)	
	うち時効到来債権残高	14,489	15,343	8,348	8,570	
	達成度 a-b	1,437	5,133	1,247	▲ 6,863	
	(現年度分)	(1,666)	(1,795)	(▲ 499)	(▲ 490)	
	(過年度分)	(▲ 229)	(3,338)	(1,746)	(▲ 6,373)	
うち時効到来債権残高	(3,402)	(1,803)	(8,052)	7,085		
対前年度比増減・要因	(単位:千円)	増減額	左の内訳(増減要因)			
			徴収額	不納欠損額	新たな発生額	その他
	H29末→H30末	▲ 12,020	▲ 15,598	▲ 4,994	8,572	0
	H30末→R1末	▲ 2,919	▲ 11,846	▲ 2,206	11,133	0
	R1末→R2末	2,632	▲ 6,279	▲ 2,519	11,430	0
	R2末→R3末					
合計	▲ 12,307	▲ 33,723	▲ 9,719	31,135	0	
※上記「増減額」について、▲は未収金額の解消が進んでいることを意味する。						
評価等	2020(R2)取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 各福祉事務所との償還対策会議を開催し、現状と課題を確認した。 滞納期間の早い時期に借受人だけでなく、連帯保証人に対して償還指導を行った。 各福祉事務所において償還督促月間を設け、集中的な催告を実施した。 時効到来債権を整理し、所在調査、時効援用の申立てのあった債権の内容確認等を行い、不納欠損処理を行った。 新型コロナウイルス感染症の影響により、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、償還金の支払いを1年以内で猶予した。またその猶予期間中は利子を課していない。 				
	推進状況	○順調	財政効果	▲ 2,632	千円	
	2020(R2)課題	過年度債権は、長期債権も多く、所在確認や資産調査等が難しいケースも多々あり、整理が難しい状況にある。				
今後の方向性及び改善策	<p>当貸付金の債権は、回収不能と思われる長期滞納債権も多いことから、今後も引き続き債権の整理が必要である。特に援用や自己破産等による不納欠損だけでなく、その他の回収不能と見込まれる債権についても、債権放棄も含めた整理が必要である。</p> <p>対応防止策としては、引き続き、滞納が始まって早い段階での償還指導(相談含む)を行い、滞納の長期化を防ぐことが重要であると考えます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響は未だあることから、引き続き影響を受けている方への支払猶予を行う。</p>					

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(個票:未収金の解消)

未収金債権名	農業改良資金貸付金	所管課	農政経済課
債権の概要	新たな農業経営等にチャレンジする農業者に対する資金の無利子貸付		

具体的な対応策等

平成29年3月に策定した「沖縄県農業改良資金債権管理マニュアル」に基づき、適正な債権管理に取り組むため、以下の取り組みを行っていく。

- 借受者本人のみならず連帯保証人に対しても面談・督促を行い、債務者の実情を把握して分割返済等を促す。
- 県の督促にも誠意を示さないケースについては、誠実に返済に応じている債務者との公平性を確保するため、債権回収に豊富な知識と経験を有する債権回収会社に回収を委託し、県・民間委託の両輪で回収を強化していく。
- 民間委託を行った中で、返済余力がありながら返済に応じない債務者に対しては、費用対効果を検討し、効果が大きいと判断されるケースについては法的措置を検討する。
- やむを得ず不納欠損せざるを得なくなったケースについては速やかに処理を行い、実行ある債権回収となるよう取り組んでいく。

(単位:千円)	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
目標額 a	349,014	329,830	312,674	297,332	283,619
(現年度分)	-	(0)	(0)	(0)	(0)
(過年度分)	(349,014)	(329,830)	(312,674)	(297,332)	(283,619)
うち時効到来債権残高	44,530	44,174	43,820	43,470	43,122
決算値 b	338,797	317,027	294,172	271,002	0
(現年度分)	(0)	(0)			
(過年度分)	(338,797)	(317,027)	(294,172)	(271,002)	
うち時効到来債権残高	44,520	47,485	46,664	47,326	
達成度 a-b	10,217	12,803	18,502	26,330	
(現年度分)					
(過年度分)	(10,217)	(12,803)	(18,502)	(26,330)	
うち時効到来債権残高	10	▲ 3,311	▲ 2,844	▲ 3,856	

(単位:千円)	増減額	左の内訳(増減要因)			
		徴収額	不納欠損額	新たな発生額	その他
H29末→H30末	▲ 21,770	▲ 21,770	0	0	0
H30末→R1末	▲ 22,855	▲ 22,855			
R1末→R2末	▲ 23,170	▲ 23,170			
R2末→R3末					
合計	▲ 67,795	▲ 67,795	0	0	0

※上記「増減額」について、▲は未収金額の解消が進んでいることを意味する。

評価等	2020(R2) 取組状況	主債務者及び連帯保証人に対して文書による催告の後、新型コロナウイルス感染症防止に配慮した上、面談等を実施し返済を促した。回収困難な案件については、民間債権回収会社(サービサー)へ債権回収業務を委託し、四半期毎に報告を受け、具体的な対策について協議し、回収強化に努めた。			
	推進状況	○順調	財政効果	23,170	千円
	2020(R2) 課題	長期にわたる延滞により、債務者の高齢化や相続など問題が複雑化し債権管理が困難な状況である。			
	今後の方向性及び改善策	サービサーの活用とともに、個別面談等を実施し、債務者の現況確認等を行い、適切な債権管理に努めていく。			

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(個票:未収金の解消)

未収金債権名	小規模企業者等設備導入資金貸付金	所管課	中小企業支援課
債権の概要	①高度化資金元利収入 中小企業者等への貸付金元利収入 ②設備資金元利収入 小規模企業者等への貸付金元利収入		

具体的な対応策等	【営業中である延滞貸付先】(高度化資金) ① 事業者の決算書等を参考に、返済額増額の交渉等を検討する。また必要に応じて経営診断を実施し、経営改善等を着実に推進させることで返済額増額につなげる。 ② 「債権管理マニュアル(中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金)」(平成29年2月策定)に基づき、個々の貸付先に応じた債権管理を行う。
	【破綻先・回収困難先等】(高度化資金・設備近代化資金) ① 主債務者及び連帯保証人からの分割納付による回収。 ② 回収困難先については、引き続き民間債権回収会社へ債権回収業務を委託し回収強化を図る。 ③ 返済にあたり誠意が見られない貸付先については抵当権行使等、裁判所手続きによる回収の検討。 ④ 無資産、生活困難等回収不能債権については、履行延期特約等、法的手段について検討する。 ⑤ 徴収停止方針を策定した貸付先について、今後5年間必要な調査を行う。

(単位:千円)	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
目標額 a	3,539,817	3,400,550	3,250,009	3,100,002	2,949,761
(現年度分)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(過年度分)	(3,539,817)	(3,400,550)	(3,250,009)	(3,100,002)	(2,949,761)
うち時効到来債権残高	12,922	12,922	12,922	12,922	12,922
決算値 b	3,592,004	2,899,330	2,787,843	2,669,993	0
(現年度分)	(0)	(0)	(0)		
(過年度分)	(3,592,004)	(2,899,330)	(2,787,843)	(2,669,993)	
うち時効到来債権残高	41,888	41,888	301,823	272,857	
達成度 a-b	▲ 52,187	501,220	462,166	430,009	
(現年度分)	(0)	(0)	(0)		
(過年度分)	(▲ 52,187)	(501,220)	(462,166)	(430,009)	
うち時効到来債権残高	▲ 28,966	▲ 28,966	▲ 288,901	▲ 259,935	

(単位:千円)	増減額	左の内訳(増減要因)			
		徴収額	不納欠損額	新たな発生額	その他
H29末→H30末	▲ 692,674	▲ 692,674	0	0	0
H30末→R1末	▲ 111,487	▲ 111,487		0	
R1末→R2末	▲ 117,850	▲ 88,884	▲ 28,966		
R2末→R3末					
合計	▲ 922,011	▲ 893,045	▲ 28,966	0	0

※上記「増減額」について、▲は未収金額の解消が進んでいることを意味する。

評価等	2020(R2) 取組状況	・回収困難先について、民間債権回収会社へ債権回収業務を委託し債権回収を図った。 ・回収不能債権について、不納欠損処理を行った。			
	推進状況	○順調	財政効果	117,850	千円
	2020(R2) 課題	貸付から長期間経過している債権が多く主債務者、連帯保証人のみならず相続人など関係者が多岐にわたるため回収や接触等が困難な状況である。			
	今後の方向性及び改善策	・償還に対する誠意が見られない貸付先については、強制的な方法(強制執行)も検討する。 ・回収不能債権の消滅手続に関する方針に基づき、債権消滅に向けた諸準備を行う。			

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(個票:未収金の解消)

未収金債権名	県営住宅使用料				所管課	住宅課
債権の概要	県営住宅の使用料					
具体的な対応策等	1 入居者に対する家賃早期納入及び滞納防止の意識啓発の取組 2 長期・高額滞納者(滞納6ヶ月以上又は20万円以上)に対する法的措置の対応 3 「訴えの提起について」の議案提出回数増による長期滞納防止及び収納率改善 4 債権回収会社へ集金代行業務の委託 5 債務者の状況把握、不納欠損処理を含めた適正な債権管理 6 研修等を通じた職員のスキルアップ 7 指定管理者への債務者対応に関する講座の実施 8 弁護士等への「退去滞納者に係る所在調査及び生活状況の確認業務等」の委託					
収入未済額の推移	(単位:千円)	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
	目標額 a	683,214	617,783	546,610	469,011	396,491
	(現年度分)	(99,143)	(89,229)	(79,315)	(69,400)	(64,443)
	(過年度分)	(584,071)	(528,554)	(467,295)	(399,611)	(332,048)
	うち時効到来債権残高	461,723	436,701	401,443	364,664	326,009
	決算値 b	683,393	642,847	585,354	560,474	0
	(現年度分)	(80,567)	(61,346)	(53,774)	(51,221)	
	(過年度分)	(602,826)	(581,501)	(531,580)	(509,253)	
	うち時効到来債権残高	477,129	483,169	445,363	417,261	
	達成度 a-b	▲ 179	▲ 25,064	▲ 38,744	▲ 91,463	
(現年度分)	(18,576)	(27,883)	(25,541)	(18,179)		
(過年度分)	(▲ 18,755)	(▲ 52,947)	(▲ 64,285)	(▲ 109,642)		
うち時効到来債権残高	▲ 15,406	▲ 46,468	▲ 43,920	▲ 52,597		
対前年度比増減・要因	(単位:千円)	増減額	左の内訳(増減要因)			
			徴収額	不納欠損額	新たな発生額	その他
	H29末→H30末	▲ 40,546	▲ 84,685	▲ 17,207	61,346	
	H30末→R1末	▲ 57,493	▲ 69,580	▲ 41,687	53,774	
	R1末→R2末	▲ 24,880	▲ 18,326	▲ 57,775	51,221	
	R2末→R3末					
合計	▲ 122,919	▲ 172,591	▲ 116,669	166,341	0	
※上記「増減額」について、▲は未収金額の解消が進んでいることを意味する。						
評価等	2020(R2)取組状況	・滞納1月以上の入居者に対して、指定管理者の相談窓口及び団地訪問にて直接面談し、早期の納付指導を実施した。 ・滞納者に対する「訴えの提起について」議案を年3回提出(平成29年度までは年2回)し、法的措置対応強化による納付意識の喚起に努めた。 ・職員のスキルアップのため、10月に研修(公営住宅の管理・不当行為等への対応講座など)に参加を行った。(1回2名) ・上記の現入居者への働きかけの強化により、現年度の未収額も減少の傾向にあり、平成29年度には93件だった議決件数が令和2年度には7件と大幅に減少している。 ・回収困難な退去滞納者(過年度分)に係る債権について債権回収業者に集金代行業務委託を行った。(回収実績:626万円) ・債権回収業者から返納があった債権に係る退去滞納者の所在調査及び生活状況の確認業務等の委託等を行い不納欠損による債務整理(5,777万5千円)を行った。				
	推進状況	○順調	財政効果	24,880	千円	

【前ページのつづき】

未収金債権名	県営住宅使用料	所管課	住宅課
2020(R2)課題	<p>県営住宅の入居者は、入居条件が低所得者であり、高齢者、母子・父子世帯等要配慮世帯も多いことから、特別な支出により滞納に陥りやすい家計状況にある世帯も多く、長期、高額滞納に至らないように滞納前段階からの滞納原因の解消対策を講じる必要がある。</p> <p>また、県営住宅退去者の未収金は、転居先での接触困難化や高額滞納などにより回収困難な状況にあり、固定化しやすいことから、事務効率化や不納欠損処理等による適正な債権管理に努めながら未収金の縮減に取り組む必要がある。</p>		
評価等 今後の方向性及び改善策	<p>令和2年度に引き続き、県営住宅入居者に対して専門相談窓口の案内、家賃減免制度等の周知徹底を行う。</p> <p>令和2年度から6か所へ増設した指定管理者窓口(令和元年度までは3か所)を活用することで、滞納発生前段階からの相談体制を構築し、滞納発生を未然防止する環境を整える。</p> <p>また、入居者の生活状況の変化に早期対応するため、滞納初中期段階において通知、電話、訪問等を行い、入居者との接触機会を得て、専門相談員を活用した分納相談、家賃減免制度の案内、福祉機関連携による社会福祉制度の活用支援により入居者の生活安定を図り、新たな滞納発生の防止対策を講じる。</p> <p>収入申告期間経過後の早期、継続的な催促により、収入未申告を原因とした高額家賃よる支払不納防止を図る。</p> <p>県営住宅退去者に対しては、入居時の滞納原因解消対策による債権圧縮に加え、債権回収代行業者委託による事務効率化を図ることや回収不能債権に対する不納欠損処理を行うなど適切な債権管理を行う。</p> <p>滞納額増加抑制を目的とする、訴えの提起の知事の専決化について、関係機関と調整を進めているところである。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 県のホームページや、指定管理者作成のチラシ、相談窓口において、コロナの影響により収入が著しく減少した場合についても、既存の減免制度の要件に該当する場合は、家賃の減免が可能である旨を周知している。</p>		

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(個票:未収金の解消)

未収金債権名	損害賠償金(県営住宅)		所管課	住宅課		
債権の概要	県営住宅の入居契約を解除された者が住宅を明け渡さない場合に、契約解除の翌日から住宅を明け渡す日までの間で発生する債権					
具体的な対応策等	<p>当該債権は全てが10年以上前の債権で、その債務者は、無資力により県営住宅使用料の支払が困難となって入居契約の解除に至っており、そのため、同時に住宅使用料の債務も抱えている。これら債務者からの回収があった場合、県営住宅使用料を優先することとしており、損害賠償金の回収は極めて困難であるため、以下の取組を実施する。</p> <p>①当該債務者の状況把握に努めるとともに、債務者の死亡又は所在不明等により回収が極めて困難と判断される債権については、不納欠損処理を行う。</p> <p>②主債務者または連帯保証人の所在が確認できた場合は、未納分住宅使用料と併せて催告を再開する。</p>					
1	(単位:千円)	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
	目標額 a	60,537	41,091	0	0	0
	(現年度分)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(過年度分)	(60,537)	(41,091)	(0)	-	-
	うち時効到来債権残高	60,537	41,091	-	-	-
	決算値 b	60,705	19,677	174	0	0
	(現年度分)	(0)	(0)	(0)		
	(過年度分)	(60,705)	(19,677)	(174)		
	うち時効到来債権残高	60,705	19,677	174		
	達成度 a-b	▲ 168	21,414	▲ 174	0	
	(現年度分)	(0)	(0)	(0)		
(過年度分)	(▲ 168)	(21,414)	(▲ 174)			
うち時効到来債権残高	▲ 168	21,414	174			
対前年度比増減・要因	(単位:千円)	増減額	左の内訳(増減要因)			
			徴収額	不納欠損額	新たな発生額	その他
	H29末→H30末	▲ 41,028	0	▲ 41,028	0	0
	H30末→R1末	▲ 19,503	0	▲ 19,503	0	0
	R1末→R2末	▲ 174	0	0	0	▲ 174
	R2末→R3末					
合計	▲ 60,705	0	▲ 60,531	0	▲ 174	
※上記「増減額」について、▲は未収金額の解消が進んでいることを意味する。						
評価等	2020(R2)取組状況	損害賠償金(県営住宅)ではない滞納家賃の延滞金174千円を減額修正。				
	推進状況	○順調	財政効果	0	千円	
	2020(R2)課題	損害賠償金(県営住宅)は、2019(R1)年度の不納欠損処理をもって未収金の整理を終了。				
	今後の方向性及び改善策	損害賠償金(県営住宅)発生の原因である家賃滞納への対策にしっかり取り組む。				

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針3 財政運営】

		取組分類	重点実施項目		
実施項目名	観光振興を目的とする新税の導入		所管課	観光政策課 関係各課	
取組内容	観光振興を目的とする新税の導入について、可能な方策を検討し、その実現に向けて取り組みます。				
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績		2021(R3)実施計画	
1 新税の導入	<p>【関係業界等との調整・周知】</p> <p>関係業界との意見交換会を実施し、導入検討中の市町村との調整、総務省との事前協議を行い、条例制定に取り組む。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大により、観光産業は世界的に多大な影響を受けており、同税の導入を検討していた時期と比べ、全く異なる状況となっている。</p> <p>このため、同税の導入時期については、沖縄観光を取り巻く情勢の変化を適切に把握しながら検討するとともに、特別徴収義務者となる業界団体の理解を得られるよう、免税点の設定や税額等の見直しを求める陳情の内容について関係部局等と適宜調整を行う。</p>	<p>【関係業界等との調整・周知】</p> <p>関係業界との意見交換会1回(7月)、導入検討中の市町村(恩納村)の状況照会1回(電話聞き取り)(7月)、総務部税務課と導入に向けた課題等についての意見交換を4回(6月・9月・10月・11月)実施した。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】</p> <p>新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けた関係業界から、導入廃止の陳情書が提出されたことから、意見交換会を実施し、導入の必要性等について理解を求めた。</p> <p>同感染症拡大の影響等による導入スケジュールの見直し、制度設計の課題等について総務部税務課と意見交換を実施した。</p>		<p>導入施行を令和3年度中としていた当初計画については、新型コロナウイルス感染症拡大による世界的な影響により、観光産業界の状況が一変したことから、導入時期も含め、再検討が必要となっている。</p> <p>また、免税点の設定等の課題についても、特別徴収義務者となる業界団体の理解が得られるよう、関係部局と適宜調整を行いながら、丁寧に進める必要がある。</p> <p>令和3年度においては、関係部局と導入の時期を含む制度設計等の課題を整理しつつ、沖縄観光を取り巻く情勢の変化を踏まえながら、関係団体等と適宜意見交換を行い、進めていく。</p>	
	活動指標	意見交換会2回	意見交換会4回(関係団体1回、関係部局3回)		意見交換会3回
取組の効果	関係業界との意見交換において業界の状況を把握し、また、導入の必要性等について県の考え方を示すことができた。関係業界の意見を踏まえ、総務部税務課と意見交換を行い、今後の取組や課題について相互に確認できた。				
成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1)実績値	2020(R2)目標値	2021(R3)目標値
	新税の導入				
評価	推進状況	△ やや遅れ			
	推進状況が「順調」以外の場合はその要因	導入の時期については沖縄観光を取り巻く情勢の変化を適切に把握しながら検討する。			
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、観光産業は世界的に多大な影響を受け、令和3年度までの導入を検討していた時期と比べ全く異なる状況となったことから、見直しが必要となった。			
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	観光業界からは新型コロナウイルス感染症拡大により多大な影響をうけている現状において、新税の導入は行わないよう陳情が出されていることから、改めて観光業界に対し観光目的税の導入の必要性、制度設計、スケジュール等について理解が得られるよう丁寧な説明を行い、コロナ禍における観光を取り巻く様々な状況の変化を踏まえ、導入に向けて適切に対応する。			

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針3 財政運営】

取組分類		重点実施項目				
実施項目名	県単補助金の見直し	所管課	財政課			
取組内容	県単補助金等について、県として対応すべき必要性、経費負担のあり方、費用対効果等についてゼロベースで検証を行い、廃止、縮小、終期設定を行います。					
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画			
1 補助金等の見直し	【選定した補助金の廃止、終期設定、縮小の実施】 令和3年度当初予算編成作業において、終期設定による廃止及び縮小に取り組む。	【選定した補助金の廃止、終期設定、縮小の実施】 [R2年度当初予算編成] 14件の補助金等を廃止 ▲245,395千円 20件の補助金等を縮減 ▲66,285千円 合計 ▲311,680千円 [R3年度当初予算編成] 14件の補助金等を廃止 ▲96,571千円 29件の補助金等を縮減 ▲450,413千円 合計 ▲546,984千円	【選定した補助金の廃止、終期設定、縮小の実施】 令和4年度当初予算編成作業において、既存補助金等のあり方を見直し、廃止及び縮小に取り組む。			
	活動指標	終期設定に伴う廃止9件	終期設定に伴う廃止14件	終期設定に伴う廃止19件		
取組の効果	各年度の当初予算編成作業において、既存補助金の見直し、廃止、縮減に取り組み、令和2年度当初予算編成では311,680千円、令和3年度当初予算編成では546,984千円の縮減となった。 補助金等のあり方を定期的に見直すことで、県民ニーズに対応した行財政資源の配分及び効果的な事業の執行が図られる。					
成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1)実績値	2020(R2)		2021(R3)目標値
	補助金等の見直しによる予算確保額(千円)	397,412 (H28実績)	215,195	目標値	実績値	目標値からの改善幅
				226,905	311,680	84,775
推進状況	○ 順調					
評価	推進状況が「順調」以外の場合はその要因					
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	今後も、時代の変化や多様化・複雑化する県民ニーズに対応し、社会保障関係費などの増加を見据えた持続力のある財政基盤を確立する観点から、引き続き、補助金等について、中期的な視点に立って「選択と集中」を徹底し、行政資源の最適配分・最大活用を図る必要がある。				

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針3 財政運営】

		取組分類	重点実施項目
実施項目名	県有財産の総合的な利活用の推進		管財課 財政課
取組内容	<p>沖縄県公共施設等総合管理計画に基づく施設規模・配置・機能等の適正化及びコスト縮減の推進に取り組めます。</p> <p>また、同計画に基づく劣化度調査結果、財政負担の平準化などを総合的に勘案して老朽県有施設整備計画を策定し、計画的な老朽施設の更新を行います。</p> <p>県有財産(土地)については、将来に備えて保有を検討すべき土地の取扱いを策定し、未利用財産の処分など有効活用に取り組めます。</p>		
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画
施設規模・配置・機能等の適正化(保有総量縮小) 1	<p>【施設アセスメントの実施】 劣化度調査実施済みの28施設の施設評価を実施予定。</p> <p>【施設アセスメントに基づく集約化等の検討】 施設アセスメントを行った施設についても、順次検討を実施する。</p> <p>【余裕スペース等の利活用実施】 余裕スペース等の利活用検討を進め、自主財源確保等に努める。</p>	<p>【施設アセスメントの実施】 劣化度調査実施済みの28施設(試験・研究施設、教育文化施設)の施設評価を完了した。</p> <p>【施設アセスメントに基づく集約化等の検討】 これまでに施設アセスメントを行った80施設(行政施設、保安防災施設、試験・研究施設、教育文化施設)を対象に施設所管課に対するヒアリングを実施した。そのうち6施設について集約化の検討を行い、全ての施設についてスペース等が有効活用されている又は用途や施設の配置上集約化が困難と判断した。</p> <p>【余裕スペース等の利活用実施】 自動販売機の公募制導入促進により目標値を上回る成果を上げることができた。</p>	<p>【施設アセスメントの実施】 平成27年度時点の施設アセスメント対象分の全てを実施したため一旦終了となる。令和3年度においては、令和4年度以降に実施の対象となる施設の選定について検討する。</p> <p>【施設アセスメントに基づく集約化等の検討】 県公共施設等総合管理計画の改訂作業の中で公共施設等の数・延べ面積等に関する目標を設定できるか検討する。</p> <p>【余裕スペース等の利活用実施】 引き続き、県有施設敷地内の余裕スペース等の利活用検討を進め、自主財源確保に努める。</p>
	活動指標	アセスメントの追加実施	アセスメントの追加実施28施設
長寿命化等によるコスト縮減の推進 2	<p>【大規模改修工事及び予防保全工事の実施】 R1年度に設計済みの2施設(4棟)について大規模改修工事を実施し、新たに3施設(7棟)について大規模改修工事の設計を実施する。</p> <p>【施設維持管理業務委託事務集中化の推進】 段階的な集約化を念頭に、実施施設の選定・調整作業を行う。</p> <p>【部局ごとの中長期保全計画(個別施設計画)の策定支援】 個別の策定状況について、部局毎にヒアリング等を実施し、必要な策定支援、情報提供等を行う。</p>	<p>【大規模改修工事及び予防保全工事の実施】 建物内部の更新を行う大規模改修工事について、令和元年度に設計した2施設(4棟)の工事を実施した。また、新たに3施設(7棟)について設計を実施した。</p> <p>【施設維持管理業務委託事務集中化の推進】 令和元年度に選定したうるま地域の5施設(研究施設等)について管理委託状況調査及び施設管理者のヒアリングを実施し検討したが、これらの施設については施設用途により施設維持管理業務の集約化に馴染まないと判断した。</p> <p>【部局ごとの中長期保全計画(個別施設計画)の策定支援】 令和2年6月に全部局に対して個別施設計画の策定状況のヒアリングを実施し、7月に計画策定に関して支援が必要な23計画を対象に該当9部局に対してWG会議を実施した。また、随時、計画策定に関する相談等に対応してきたほか、令和3年1月に進捗が遅れていた4部局に対してヒアリングや支援を実施し、令和3年3月末までに全ての個別施設計画を策定した。</p>	<p>【大規模改修工事及び予防保全工事の実施】 令和2年度に設計を行った3施設(7棟)について大規模改修工事を実施する。</p> <p>【施設維持管理業務委託事務集中化の推進】 実現可能性のある施設と維持管理業務を再度選定するため、うるま地域以外の全ての地域の施設について管理委託状況調査等を実施する。</p> <p>【部局ごとの中長期保全計画(個別施設計画)の策定支援】 全ての個別施設計画が策定できたため、策定支援業務は完了した。</p>
	活動指標	長寿命化推進施設数 7施設	長寿命化推進施設数 2施設

【前ページのつづき】

取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画
3	<p>【計画に基づく計画的な施設の更新】</p> <p>老朽県有施設整備計画に基づき計画的な着手が行えるよう予算編成過程において関係部局と調整を行い、予算計上を行う。</p> <p>※残りの整備対象施設2施設(若夏学院体育館、名護警察署)</p>	<p>【計画に基づく計画的な施設の更新】</p> <p>[R2年度当初予算]</p> <p>老朽県有施設整備計画に掲げた整備対象施設6施設のうち、既に着手済みの4施設について、引き続き整備を推進するための予算計上を行った。(コザ児童相談所改築事業:既存施設解体除却・仮設事務所設置、農業中学校:基本設計、玉城青少年の家:実施設計、宜野湾警察署:実施設計)</p> <p>[R3年度当初予算]</p> <p>老朽県有施設整備計画に掲げた整備対象施設6施設のうち、既に着手済みの4施設について、引き続き整備を推進するための予算計上を行った。(コザ児童相談所改築事業:改築工事、農業中学校:実施設計、玉城青少年の家:改築工事・解体工事設計、宜野湾警察署:仮設庁舎賃貸借・旧庁舎解体)</p>	<p>【計画に基づく計画的な施設の更新】</p> <p>老朽県有施設整備計画に基づき計画的な着手が行えるよう予算編成過程において関係部局と調整を行い、予算計上を行う。</p> <p>※残りの整備対象施設2施設(若夏学院体育館、名護警察署)</p>
活動指標	予算編成過程における検討 年1回	予算編成過程における検討 年1回	予算編成過程における検討 年1回
4	<p>【事業用定期借地権付き貸付による管理】</p> <p>未利用地となった一定規模以上の土地を将来に備えて保有すべきかどうかを公有財産管理運用委員会に諮る。保有すべきと判断した土地については事業用定期借地権付き貸付にすべきか諮る。</p> <p>【売却(一般競争入札・随意契約)】</p> <p>未利用地及び貸付地を積極的に売却する。</p>	<p>【事業用定期借地権付き貸付による管理】</p> <p>事業用定期借地権付き貸付の検討対象地:本年度なし (一定規模以上の未利用地(2箇所)について、所在市町村等と利活用について調整を行った。)</p> <p>【売却(一般競争入札・随意契約)】</p> <p>引き続き貸付地の管理処分業務の外部委託を実施し、民間ノウハウの活用により売却を推進した。</p> <p>令和2年8月に「契約未済地早期解消のための取り組み方針」を策定し、実態調査を踏まえた契約未済地の貸付け又は売却を推進していく体制を整えた。</p> <p>県有地売却実績24件、248,557千円(一般競争入札4件、随意契約20件)</p>	<p>【事業用定期借地権付き貸付による管理】</p> <p>今後、検討対象地が出てきた場合には、保有すべきかどうかを公有財産管理運用委員会に諮る。保有すべきであると判断した土地については、事業用定期借地権付き貸付にすべきかを同委員会に諮る。</p> <p>【売却(一般競争入札・随意契約)】</p> <p>貸付地、未利用地及び契約未済地について、現在のコロナ禍の社会経済情勢等を踏まえながら、条件が整ったと思われるものから売却を推進する。</p>
活動指標	公有財産管理運用委員会審議回数 年1回	公有財産管理運用委員会審議なし	—

取組の効果	<ul style="list-style-type: none"> 施設の計画的な更新が図られる。 2施設(延べ面積合計2,479.5㎡)について、従来の保全工事に比較して建築・電気・機械工事を伴う高度な大規模改修工事を実施した。 自動販売機の公募制導入促進により、8百万円の歳入増となった。 契約未済地について、取組方針及び実態調査に基づく貸付け又は売却を推進した。
-------	---

成果指標名	基準値	2019(R1)	2020(R2)			2021(R3)
		実績値	目標値	実績値	目標値からの改善幅	目標値
余裕スペース等の利活用による歳入の確保(自動販売機設置貸付料)	95百万円(H28実績)	130百万円	124百万円	132百万円	7%	125百万円
長寿命化工事取組率(%) 長寿命化工事実施面積/老朽施設面積(長寿命化推進)	3.6%(H28実績)	2.6%	6.9%	1.4%	△5.5	7.3%
更新予定施設の予算措置率	—	67%	67%	67%	0%	100%
県有地(一般貸付地、未利用地)の売却件数	51件(H28実績)	43件	44件	24件	△20件	44件

推進状況	○ 順調
推進状況が「順調」以外の場合はその要因	
今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	<ul style="list-style-type: none"> 本県の公共建築物は、今後、大規模改修や更新の需要が集中的に増加することが見込まれることから、今後も、財政負担の平準化の観点から効率的、計画的な施設の更新を図る必要がある。 令和2年度に策定した全ての個別施設計画を踏まえ、各県有施設等の状況及びその維持管理・更新等の経費を反映するとともに、公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標設定について検討し、施設規模等の適正化を図っていく。 貸付地の売却について、外部委託先の民間ノウハウを有効活用し、借地人の買受け希望の増加を図る。また、契約未済地の実態調査を継続して進めるとともに、現在のコロナ禍の社会経済情勢等を踏まえながら、貸付け又は売却を推進する。

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針3 財政運営】

取組分類		重点実施項目	
実施項目名	県立病院の経営安定化		
取組内容	「沖縄県立病院経営計画」に基づく取組を推進します。		
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	
1	収益の確保	<p>診療報酬を確実に得るための診療報酬改定への対応、DPC分析の強化、査定・返戻の縮減等による収益の確保に取り組む。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 新型コロナウイルス感染症の対応により、悪化した経営状況の改善に向けた取組を進めていく一方で、引き続き新型コロナウイルス感染症の動向に注視しながら、経営面に与える影響を精査し、対応策を検討する。</p>	<p>令和2年度診療報酬改訂に対応して、新たな施設基準の取得や既存の施設基準のランクアップを行い、診療単価のアップに取り組んだ。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 コロナ禍で患者数が減少する中、病床の効率的な運用やコロナによる診療報酬上の臨時的取扱いによる収益のアップ、地域連携強化による新規入院患者・手術患者等の確保により、県立病院としての通常医療の役割と新型コロナウイルス感染症対応の両立を図りつつ、収益の確保に取り組んだ。</p>
	活動指標	<p>入院診療単価対前年度比 101.5%以上 外来診療単価対前年度比 101.6%以上</p>	<p>入院診療単価対前年度比 109.0% 外来診療単価対前年度比 110.2%</p>
2	費用の縮減	<p>診療報酬を確実に得るための診療報酬改定への対応、DPC分析の強化、査定・返戻の縮減等による収益の確保に取り組む。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 新型コロナウイルス感染症の対応により、悪化した経営状況の改善に向けた取組を進めていく一方で、引き続き新型コロナウイルス感染症の動向に注視しながら、経営面に与える影響を精査し、対応策を検討する。</p>	<p>診療報酬を確実に得るための診療報酬改定への対応、DPC分析の強化、査定・返戻の縮減等による収益の確保に取り組む。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】 新型コロナウイルス感染症の対応により、悪化した経営状況の改善に向けた取組を進めていく一方で、引き続き新型コロナウイルス感染症の動向に注視しながら、経営面に与える影響を精査し、対応策を検討する。</p>
	活動指標	<p>入院診療単価対前年度比 101.5%以上 外来診療単価対前年度比 101.6%以上</p>	<p>入院診療単価対前年度比 101.5%以上 外来診療単価対前年度比 101.6%以上</p>
3	医師の確保	<p>材料費等の適正化、委託業務の見直し等による費用の縮減に取り組む。</p> <p>材料費を縮減する取り組みとして材料費縮減プロジェクトを実施し、今年度も購入価格の低廉化に取り組んだ。コロナ禍による予定手術等の延期などに伴い、手術場における診療材料の使用は減少したが、高額な抗がん剤を使用する患者は増加し、薬品費は増加している。医療収益が減少したことにより、医療材料費比率は増加した。</p> <p>また、新型コロナの感染拡大による患者対応等に伴う業務委託の増加により委託料も増加している。</p>	<p>材料費等の適正化、委託業務の見直し等による費用の縮減に取り組む。</p> <p>材料費を縮減する取り組みとして材料費縮減プロジェクトを実施し、今年度も購入価格の低廉化に取り組んだ。コロナ禍による予定手術等の延期などに伴い、手術場における診療材料の使用は減少したが、高額な抗がん剤を使用する患者は増加し、薬品費は増加している。医療収益が減少したことにより、医療材料費比率は増加した。</p> <p>また、新型コロナの感染拡大による患者対応等に伴う業務委託の増加により委託料も増加している。</p>
	活動指標	<p>医療材料比率 毎年度20.9%以下</p>	<p>医療材料費比率 22.8%</p>
3	医師の確保	<p>他の医療機関との協力連携の強化や、webサイトを通じた医師募集情報の発信、地域・離島医療確保モデル事業等の実施による医師の安定確保に取り組んだが、新型コロナウイルスの影響による移動制限で医師招聘の自粛を余儀なくされたため、上記以外に紹介会社等の活用を積極的に行った。</p> <p>地域・離島医療確保モデル事業により修業した医師は4名。選考医は1名であった。</p>	<p>他の医療機関との協力連携の強化や、webサイトを通じた医師募集情報の発信、地域・離島医療確保モデル事業等の実施による医師の安定確保に取り組んだが、新型コロナウイルスの影響による移動制限で医師招聘の自粛を余儀なくされたため、上記以外に紹介会社等の活用を積極的に行った。</p> <p>地域・離島医療確保モデル事業により修業した医師は4名。選考医は1名であった。</p>
	活動指標	<p>地域・離島医療確保モデル事業を活用した招聘医師数 年15人</p>	<p>地域・離島医療確保モデル事業を活用した招聘医師数 6名。専攻医数2名。</p>
取組の効果	<p>年度当初は、県立病院としての役割とコロナ患者の対応の両立を図るため、診療制限や手術の制限を行ったことで、入院・外来収益共に大きく減収となったが、その中でも病院経営を維持するために、病床の効率的運用・地域連携強化による新規入院患者や手術患者等の確保・施設基準の取得などに取り組む、診療単価については向上した。</p> <p>医師確保については、コロナの影響が大きく、目標どおりの成果を上げることができなかった。</p>		

【前ページのつづき】

成果指標名	基準値	2019(R1)	2020(R2)			2021(R3)	
		実績値 (見込)	目標値	実績値	目標値からの改善幅	目標値	
成果指標	経常収支の黒字確保 (経常利益=(医業収益-医業費用)-(医業外収益-医業外費用))+過去の退職給付引当金繰入額	△740百万円 (H28実績)	1,332百万円	△1,721百万円	1,323百万円	3,044百万円	△777百万円
	投資資金の確保 (収益的収支(3条収支)の現金収支で投資資金を確保し、資本的収支(4条収支)の収支均衡を図る。)	△1,573百万円 (H28実績)	△528百万円	△2,226百万円	618百万円	2,844百万円	△1,613百万円
	手元流動性の確保 (期末現預金残高より運営費用の1ヶ月分以上を確保する。) ※期末現預金残高には、退職給付引当金を含まない	3,564百万円 (0.84月) (H28実績)	2,602百万円	5,101百万円 (1.00月)	1,000百万円	△4,101百万円	4,978百万円
推進状況	○ 順調	実績値については、決算値が未確定のため決算見込値を記載					
評価	推進状況が「順調」以外の場合はその要因						
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	<p>「沖縄県立病院経営計画」については、令和2年度に計画期間が終了したものの、新たな経営計画については新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たないことや新公立病院改革ガイドライン及び地域医療構想の改定など、今後の国や県の動向を踏まえる必要があることから策定を見送っている。</p> <p>今後の経営改善の取り組みについては、「沖縄県立病院経営計画」で令和4年度まで定めた経営の効率化を継続し、新型コロナウイルス感染症が経営に及ぼす影響について、医療現場との連携・情報共有を図り、県立病院としての役割を果たし経営を維持するため、より効率的な病床運用・施設基準の取得に向けた計画的な取組・算定向上チーム等による医学管理加算や指導料等の算定強化への取り組みを継続する。</p>					

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針3 財政運営】			取組分類	進捗管理項目		
実施項目名	総合的な公債管理の推進		所管課	財政課		
取組内容	通常債(国の経済対策や地方財政政策等に係るもの以外の県債)の発行抑制と金利動向等を踏まえた借り換えの実施等、県債発行の時期・量・手段の適正化と資金調達手法の多様化を通じて、総合的な公債管理を推進します。					
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画			
1 「時期」の適正化	【資金調達の自由度を確保するため民間等資金に係る届出制活用】 令和2年度地方債計画の内容を踏まえ、地方債資金に関する要望の方針を定め、民間等資金については届出制を活用し、事務の平準化を図る。 【県債発行時期の分散による金利変動リスクの平準化等】 金利動向を注視しつつ、令和2年度における県債発行時期の検討を行う。	【資金調達の自由度を確保するため民間等資金に係る届出制活用】 民間等資金については9月と3月に届出制を活用し、事務の平準化を図った。 【県債発行時期の分散による金利変動リスクの平準化等】 国債等の金利の動向から超低金利の環境が当分の間、継続することが見込まれたため、県債の発行については、例年通り3月と5月に発行することとした。	【資金調達の自由度を確保するため民間等資金に係る届出制活用】 令和3年度地方債計画の内容を踏まえ、地方債資金に関する要望の方針を定め、民間等資金については届出制を活用し、事務の平準化を図る。 【県債発行時期の分散による金利変動リスクの平準化等】 金利動向を注視しつつ、令和3年度における県債発行時期の検討を行う。			
	【予算編成時における起債所要額の精査】 令和2年度地方債計画の内容を踏まえ、交付税措置のある有利な起債の選択を行うほか、公共施設等適正管理推進事業債等の国の施策に基づく特例債の活用を推進する。 【通常債発行上限額を概ね210億円以内に抑制】 当初予算及び最終予算において、通常債発行額を210億円以内に抑制する。	【予算編成時における起債所要額の精査】 国の施策に基づく特例債の活用を検討し、公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)及び地域活性化事業債等を予算に計上した。 【通常債発行上限額を概ね210億円以内に抑制】 令和2年度最終予算では172億円、令和3年度当初予算計上額は153億円となっており、毎年度の目標210億円以内となっている。	【予算編成時における起債所要額の精査】 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和3年度地方債計画の内容を踏まえて、交付税措置のある有利な起債の積極的な活用を図るとともに、公共施設等適正管理推進事業債等の国の施策に基づく特例債の活用を推進する。 【通常債発行上限額を概ね210億円以内に抑制】 当初予算及び最終予算において、通常債発行額を210億円以内に抑制する。			
	【金利情勢等を踏まえた借り換え等の実施】 借換債発行において、長期金利の動向を踏まえながら、借入年限ごとの金額を決定する。 【据置期間等の借入条件の見直し等】 据置期間をできる限り短縮すること等を引き続き実施する。	【金利情勢等を踏まえた借り換え等の実施】 超低金利環境の下で、5年又は10年の借換予定債と20年債の発行を引き続き行い、金利変動リスクの分散に努めた。 【据置期間等の借入条件の見直し等】 据置期間を短縮し、総利払い額の減速を図った。	【金利情勢等を踏まえた借り換え等の実施】 借換債発行において、長期金利の動向を踏まえながら、借入年限ごとの金額を決定する。 【据置期間等の借入条件の見直し等】 据置期間をできる限り短縮すること等を引き続き実施する。			
	【市場公募債の導入検討等】 定時償還債の登場など新たな地方債商品の登場を踏まえつつ、引き続き市場公募地方債の導入を検討する。	【市場公募債の導入検討等】 市場公募団体の情報収集を行い、本県において、市場公募債を導入する場合の影響等について、分析する等必要な検討を行った。	【市場公募債の導入検討等】 定時償還債の登場など新たな地方債商品の登場を踏まえつつ、引き続き市場公募地方債の導入を検討する。			
取組の効果	通常債の発行を抑制し、併せて金利動向等を踏まえた借入条件を設定することにより、将来負担の軽減を図ることができた。					
成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1)実績値	2020(R2)		2021(R3)目標値
	県民一人当たり県債残高	475千円※	435千円	421千円	54千円	475千円未満
	実質公債費比率	11.3%※	8.4%	7.9%	3.4%	11.3%未満
	将来負担比率	61.3%※	45.0%	42.6%	18.7%	61.3%未満
評価	推進状況	○ 順調		※基準値は過去5年平均		
	推進状況が「順調」以外の場合はその要因					
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、交付税措置のある有利な起債の積極的な活用を図りつつ、通常債については、引き続き発行抑制に取り組み、将来負担の軽減を図るとともに、金利変動リスクを分散するため、県債の借入時に償還期間の多様化や借入条件の見直しに取り組む。 さらに、現在の金利環境等が激変した場合に備え、市場公募地方債の導入等、引き続き資金調達手法の多様化を検討する。				

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針3 財政運営】

		取組分類	進捗管理項目		
実施項目名	使用料及び手数料の見直し		所管課	財政課	
取組内容	既存の使用料及び手数料について定期的(原則3年毎)に見直し公表するとともに、新たな使用料等について適正な料金設定を行います。				
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画		
1 定期的(3年毎)な見直し(更新)	【前回の料金設定時(見直し時)から3年経過した使用料及び手数料について、料金の妥当性を検討し、適宜、見直し】 8月に部局に照会し、各部局ヒアリングを行い、料金の妥当性を検討。見直しが必要な使用料等については、年度内に関係条例を改正し、料金を改定する。	【前回の料金設定時(見直し時)から3年経過した使用料及び手数料について、料金の妥当性を検討し、適宜、見直し】 今般の新型コロナウイルス感染症による県内経済の状況や、全庁あげて同感染症対策に取り組んでいる状況を鑑み、令和2年度の定期的な見直し作業については、令和3年度に令和3年度対象分とあわせて実施することとした。	【前回の料金設定時(見直し時)から3年経過した使用料及び手数料について、料金の妥当性を検討し、適宜、見直し】 令和2年度分もあわせて見直しを行うため、例年よりも早い時期に各部局に照会し、ヒアリングを行い、料金の妥当性を検討する。見直しが必要な使用料等については、状況に応じて年度内に関係条例を改正し、料金を改定する。		
2 適正な料金の設定(新規)	【「受益者負担の原則」及び「負担の公平性」を踏まえた適正な料金の設定】 施設整備等により新たに使用料等を定める必要がある場合には、担当部局と行政サービスの提供に要する経費を踏まえ、適宜、条例等の改正を行う。	【「受益者負担の原則」及び「負担の公平性」を踏まえた適正な料金の設定】 施設整備等により新たに使用料等を定める必要がある場合は、担当部局と行政サービスの提供に要する経費を踏まえ、6月議会及び2月議会において条例等の改正を行った。 新規設定件数:11件	【「受益者負担の原則」及び「負担の公平性」を踏まえた適正な料金の設定】 施設整備等により新たに使用料等を定める必要がある場合には、担当部局と行政サービスの提供に要する経費を踏まえ、適宜、条例等の改正を行う。		
3 見直し結果の県民への公表	【財政課ホームページに使用料及び手数料の見直し結果の公表】 3月に財政課ホームページにて見直し結果を公表する。	【財政課ホームページに使用料及び手数料の見直し結果の公表】 令和2年度予定の見直しは、令和3年度分と併せて実施し、公表することとしている。	【財政課ホームページに使用料及び手数料の見直し結果の公表】 3月に財政課ホームページにて見直し結果を公表する。		
取組の効果	新たな使用料等の設定に当たっては、行政サービスの提供に要する経費を考慮し、「受益者負担の原則」及び「負担の公平性」を踏まえた適正な料金の設定を行うことができた。				
成果指標	成果指標名	基準値	2019(R1)実績値	2020(R2)実績値	2021(R3)目標値
	適正な使用料及び手数料への見直し作業実施率(作業件数:年間500~1,500件)	100%(H28実績)	100.0%	0.0%	100%
評価	推進状況	○ 順調			
	推進状況が「順調」以外の場合はその要因				
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	令和2年度予定の見直しについては、今般の新型コロナウイルス感染症による県内経済の状況や、全庁あげて同感染症対策に取り組んでいる状況を鑑み、令和3年度に令和3年度分とあわせて実施することとしている。 行政サービスとしての必要性を確保し、「受益者負担の原則」と「負担の公平性」の観点から、引き続き、合理的かつ適正な使用料及び手数料の徴収による歳入の確保を図る必要がある。			